

# 鹿屋市公共施設等総合管理計画

<第2期計画>

令和8年3月策定

**鹿 屋 市**

---

# 目 次

---

## I 計画の位置付け

- I-1 はじめに…………… P 1
- I-2 計画の体系…………… P 2
- I-3 計画期間…………… P 2
- I-4 対象施設…………… P 3

## II 本市の社会的状況

- II-1 人口の推移…………… P 4
- II-2 財政の状況…………… P 5

## III 公共施設等の保有状況

- III-1 公共建築物…………… P 6
- III-2 インフラ…………… P 14

## IV 公共施設等の更新費用

- IV-1 公共建築物…………… P 17
- IV-2 インフラ…………… P 19
- IV-3 耐用年数経過時に単純更新した場合と各個別計画の方針を反映した場合の比較…………… P 21

## V 公共施設等の現状や課題に関する基本認識…………… P 22

## VI 公共施設等の管理に関する基本方針

- VI-1 基本方針…………… P 23
- VI-2 目標設定…………… P 26
- VI-3 実施方針…………… P 29
  - (1) 適正配置の推進方針…………… P 29
  - (2) 統合・廃止の推進方針…………… P 29
  - (3) 点検・診断等の実施方針…………… P 29
  - (4) 維持管理・改修・解体等の実施方針…………… P 29
  - (5) 安全確保の実施方針…………… P 30
  - (6) 耐震化の実施方針…………… P 30
  - (7) 長寿命化の実施方針…………… P 30
  - (8) ユニバーサルデザイン化の推進方針…………… P 30
  - (9) コストの縮減及び公共的関与の検討…………… P 30
  - (10) 脱炭素化の推進方針…………… P 31
  - (11) 地方公会計の活用…………… P 31
  - (12) 広域連携…………… P 31

## **VII 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針**

### **VII-1 公共建築物**

- (1) 行政系施設…………… P 32
- (2) 学校教育系施設…………… P 32
- (3) 保健・福祉施設…………… P 33
- (4) 市民文化系施設…………… P 33
- (5) 社会教育系施設…………… P 34
- (6) スポーツ・レクリエーション系施設…………… P 34
- (7) 産業系施設…………… P 35
- (8) 医療施設…………… P 35
- (9) 公共住宅…………… P 35
- (10) 公園施設…………… P 36
- (11) 供給処理施設…………… P 36
- (12) その他の公共建築物…………… P 36

### **VII-2 インフラ**

- (1) 道路…………… P 37
- (2) 橋梁…………… P 37
- (3) 上水道…………… P 38
- (4) 下水道…………… P 38
- (5) その他のインフラ…………… P 38

## **VIII フォローアップの実施方針…………… P 39**

## **IX 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策…………… P 39**

## I 計画の位置付け

### I-1 はじめに

地方自治体の公共施設等は、急激な人口増加と社会変化に支えられた高度経済成長期などに集中的に整備が進められてきましたが、整備後、数十年が経過した今、多くの施設が一斉に更新の時期を迎えようとしており、更新や改修(以下「更新等」という。)に係る多額の費用をいかに確保していくかが、全国的に大きな課題となっています。

本市においても、人口の増加と多様な社会ニーズに対応するため、昭和40年代から昭和60年代にかけて公共施設等の集中的な整備を進めてきました。これらの公共施設等は、整備後数十年が経過し老朽化が進行しており、今後も、さらなる人口減少や少子高齢化の進展により厳しい財政運営が予測される中で、適切な維持管理、更新等を行い、財政負担の平準化を図りながら、公共施設等を最適な状態で持続可能なものとしていくことが課題となっています。

このようなことから国は、公共施設等全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとして、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。さらに、翌年4月には、全ての地方自治体に対して、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための「公共施設等総合管理計画」を平成28年度末までに策定するよう要請する通知を発出しました。

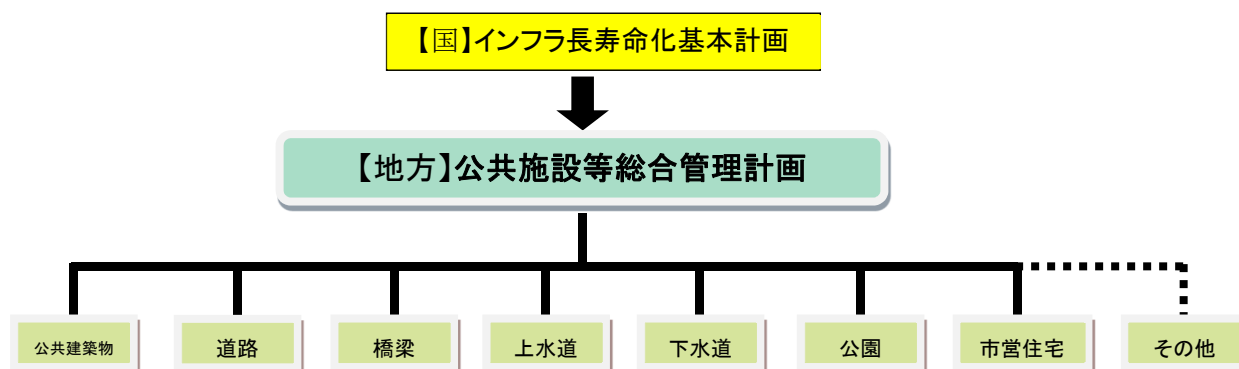
これを受けて本市では、市が保有する公共施設等の現状や課題を明らかにし、老朽化が進む各施設の維持管理、更新等を適切に推進するとともに、将来世代に過度な負担を強いることがないよう、健全な状態で公共施設等を引き継いでいく必要があるとの認識のもと、公共施設等の今後の在り方や総量の最適化等について基本的な方向性を示す計画として、平成28年3月に「鹿屋市公共施設等総合管理計画」(以下「本計画」という。)を策定(令和4年3月改訂)し、公共施設マネジメントに取り組んできました。

このような中、本計画については策定から9年が経過し、第2期計画期間としての時期を迎えていること、また、施設の状態の変化及び個別施設計画の策定が進むとともに、国が「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について(令和4年4月、総務省通知)」を発出したことなどがあり、本計画の刷新が必要となってきました。そこで、新たな生活様式などに即しながら持続可能な行政運営を目指すため、直近の本市の公共施設等に関する現状を反映した第2期計画として本計画を策定しました。

## I-2 計画の体系

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく「行動計画」に該当し、総務省より策定要請のあった「公共施設等総合管理計画」として位置付けます。

本計画は、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための基本的な方向性を示すものであり、本計画に基づき、施設の適正配置や計画的な保全等の取組を進めていきます。なお、取組を進めて行く上では、市の最上位計画である「第3次鹿屋市総合計画」等の計画との整合を図っていきます。



## I-3 計画期間

平成28年に策定した本計画については、平成28年度から令和7年度までの10年間で計画期間が終了したことから、次期計画を策定し、施設の適正配置や計画的な保全等の取組を進めることとしました。

計画の策定に当たっては、公共施設等の更新等を長期的視点で捉えるため、全体の計画期間を平成28年度から令和37年度までの40年間に改めることとし、10年間ずつ4期に分けて計画遂行するよう変更することといたしました。(図表1-1のとおり)

このため今期計画に関しては、第2期計画扱いとなります。

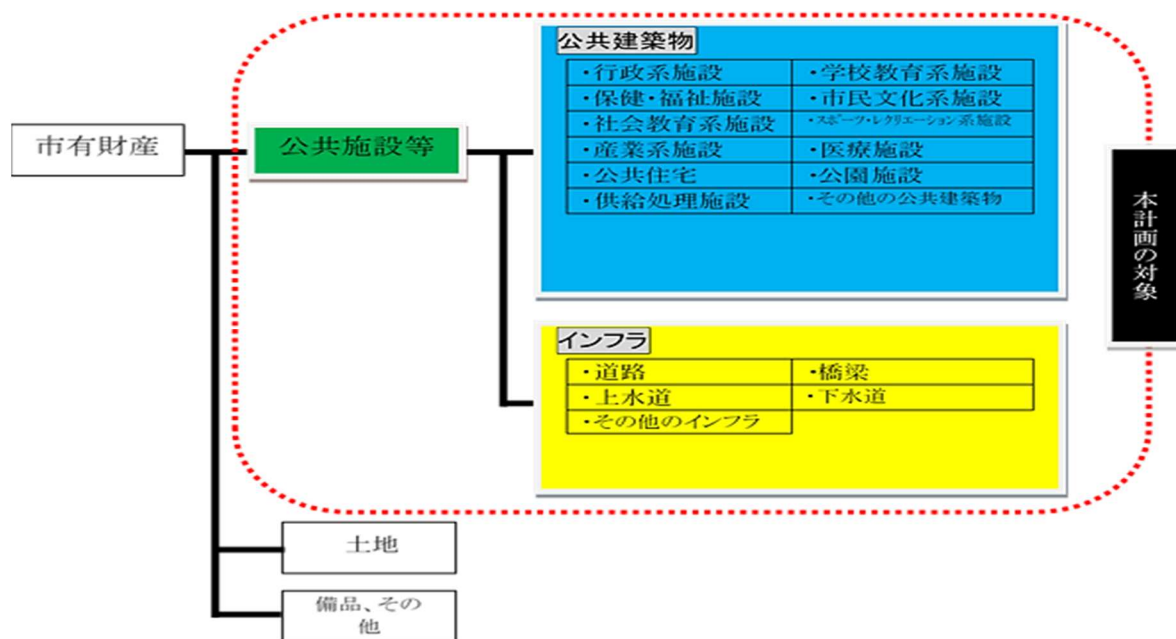
なお、計画内容に関して、公共施設等のマネジメント状況や財政状況、法令・制度などに変化があった場合などにおいては、計画期間内であっても、適宜柔軟に見直しを行うこととします。

図表1-1 計画期間

計画期間：平成28年度～令和37年度（2016～2055年度）			
<b>第1期</b> (H28～R7) (10年間)	<b>第2期</b> (R8～R17) (10年間)	<b>第3期</b> (R18～R27) (10年間)	<b>第4期</b> (R28～R37) (10年間)
基本方針：削減目標を設定 削減目標：総延床面積の30%削減			

## I-4 対象施設

本計画は、本市が保有する財産のうち、全ての公共施設等を対象とします。



なお、公共建築物については、以下の施設類型に分類します。

	大分類	中分類	小分類	
1	行政系施設	庁舎等	本庁等 総合支所 庁舎その他	
		消防施設	分団・水防・詰所等	
2	学校教育系施設	学校	小学校 中学校 高等学校 専修学校	
		教職員住宅	教職員住宅	
		その他教育施設	学校給食センター	
3	保健・福祉施設	保健施設	保健相談センター 保健センター	
		その他社会福祉施設	その他社会福祉施設	
4	市民文化系施設	文化施設	文化会館 その他文化施設	
		集会施設	ふれあいセンター 勤労者交流センター その他集会施設	
5	社会教育系施設	図書館	図書館	
		生涯学習施設	公民館 コミュニティセンター 学習センター 交流促進センター その他	
			記念館等	鉄道記念館
6	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	グラウンド・体育館等	
		レクリエーション施設・観光施設	物産館・観光施設等	
7	産業系施設	産業系施設	農業・畜産・林業・加工センター等	
8	医療施設	医療施設	夜間急病センター	
9	公共住宅	市営住宅	市営住宅	
10	公園施設	都市公園 市立公園等	休憩所、トイレ等	
11	供給処理施設	供給処理施設	衛生処理場	
12	その他の公共建築物	その他	行政財産 普通財産	

## Ⅱ 本市の社会的状況

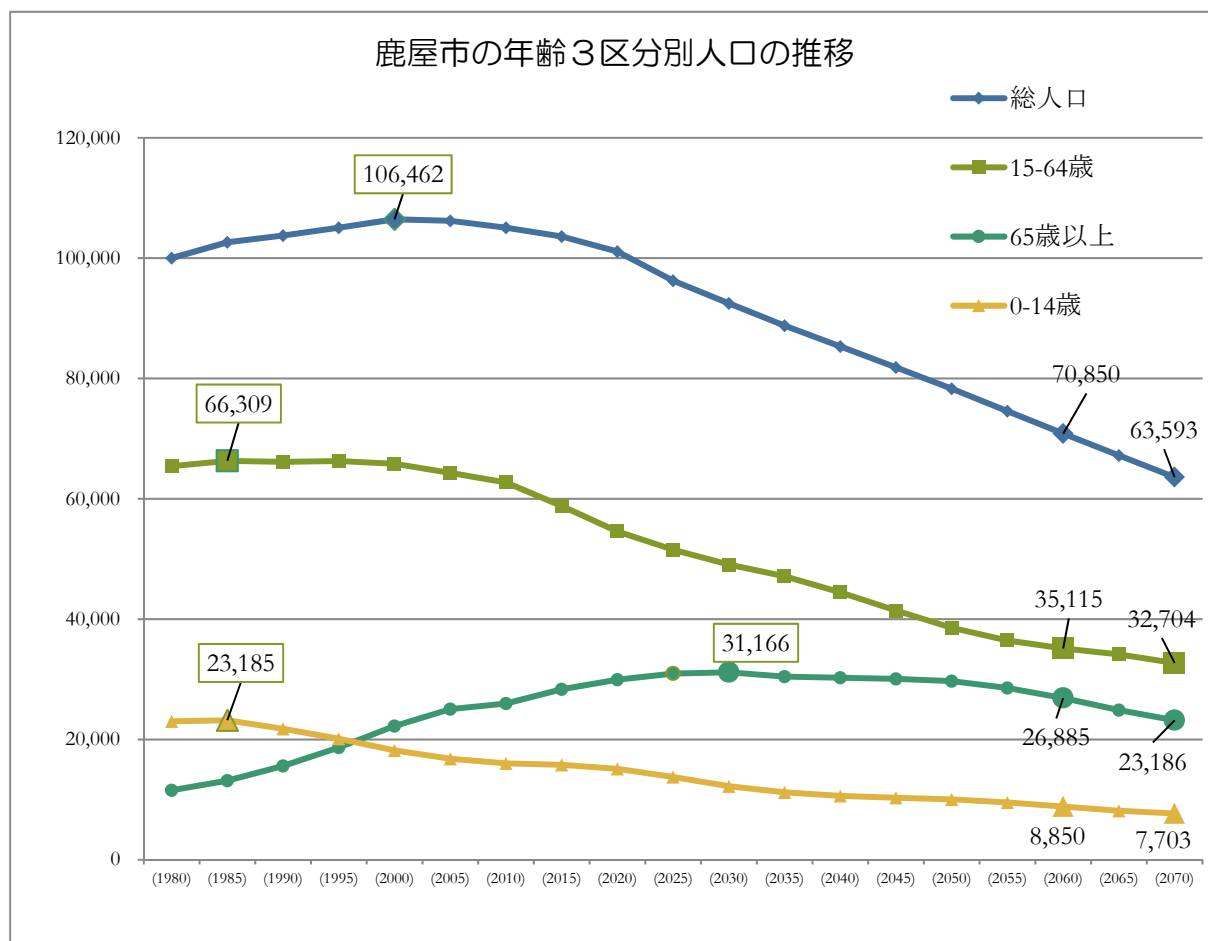
### Ⅱ-1 人口の推移

本市では、国より10年早く人口減少が始まっており、2000年の10万6,462人と比較すると、2020年までの20年間で約5,400人が減少し、2070年には6万4,000人程度まで減少することが予想されており、労働や地域、文化等の担い手不足が顕著となるなど地域の産業や文化など様々な影響を及ぼすことが見込まれています。

年代別に見ると、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少が加速しており、地区別では、2000年から2024年までの24年間で、寿地域や田崎地域で人口が増加した一方、高隈地域や高須・浜田地域、輝北地域では、40%を超える人口が減少しています。

これらの人口減少が著しい地域では、高齢化率も高い状況となっており、地域コミュニティ活動にも大きな影響が出ています。

今後は、人口減少・年齢構成の変化が施設数や施設規模などに及ぼす影響について考慮する必要があります。



資料：総務省「国勢調査」、内閣府地方創生推進室提供（社人研推計準拠）

※国勢調査の総人口には年齢不詳が含まれるため、年代別人口の合計と総人口は一致しない

※  は、グラフ内においてピークとなっている数値

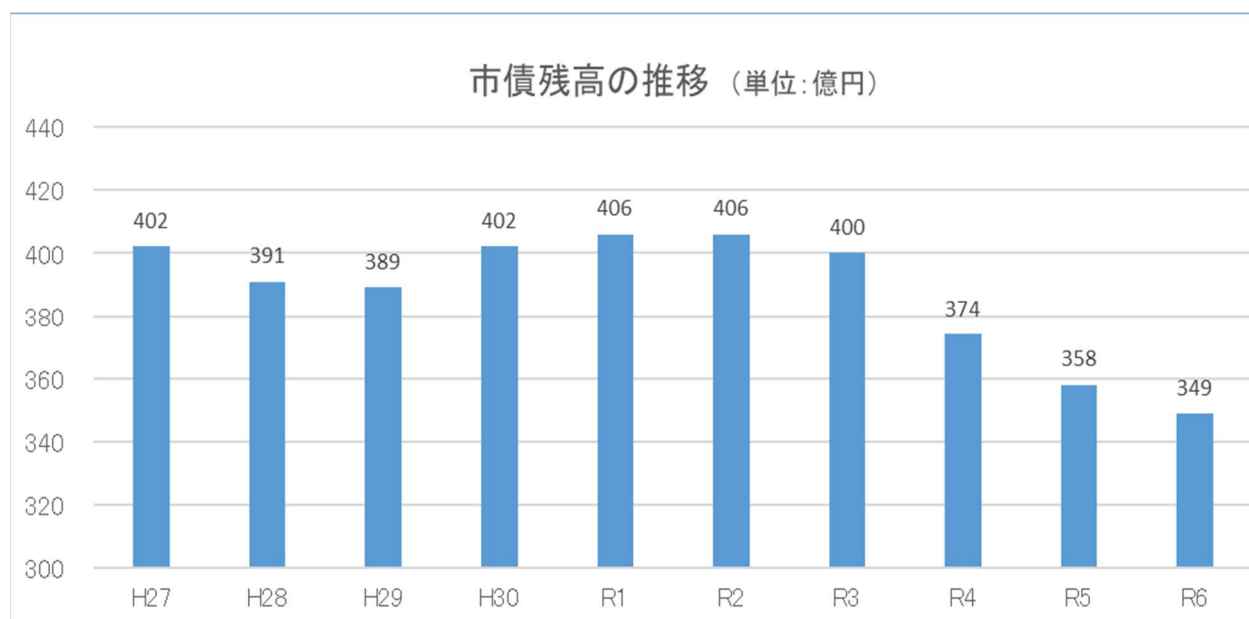
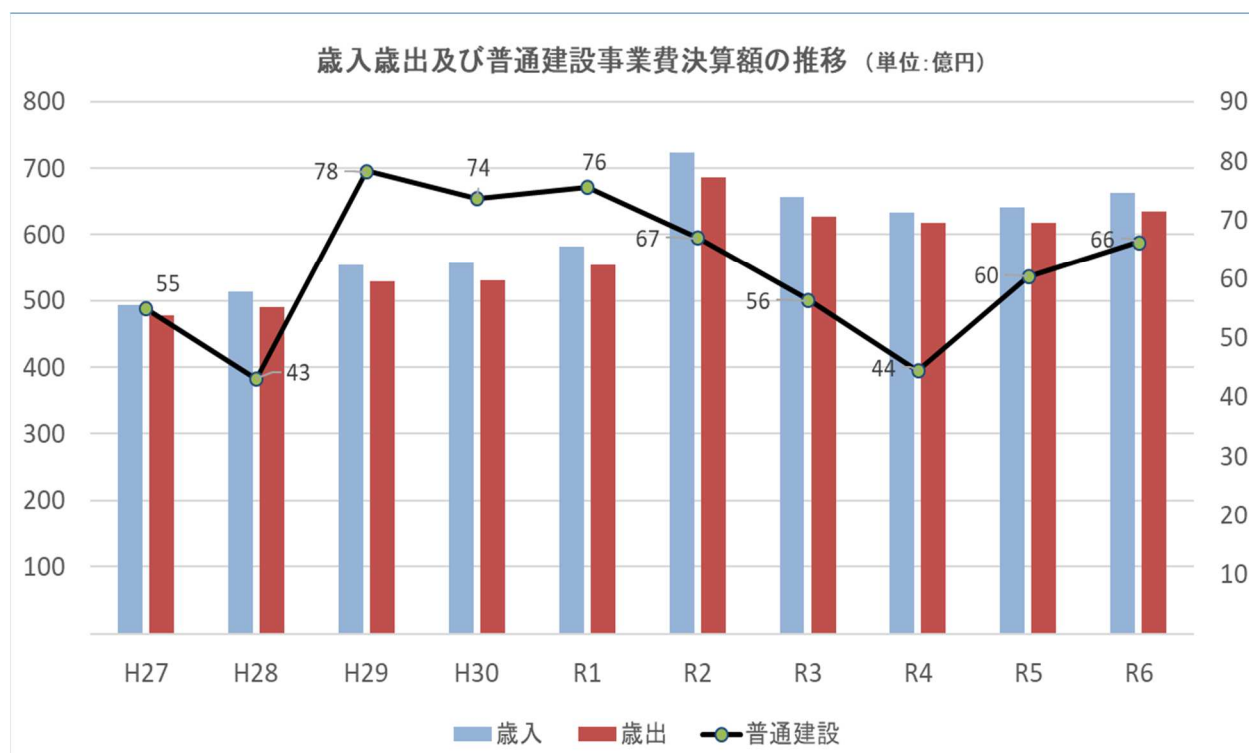
## Ⅱ－2 財政の状況

歳入歳出決算額について平成27年度からの過去10年の推移をみると、国の経済対策に伴う施策やふるさと納税を活用した事業等により、近年は増加傾向となっています。また、令和2年度から4年度までにかけては、新型コロナウイルス感染症対策により決算額が増加しています。

歳出のうち普通建設事業費については、年度により変動はあるものの、歳出全体の1割程度で今後も推移していくものと見込まれます。

市債残高の推移を過去10年でみると、令和2年度をピークに減少傾向となっています。

施設更新等に要する経費の主な財源は、国庫支出金や地方債を見込んでおり、特に地方債では、償還時に地方交付税として財政措置されるものを優先的に活用していきます。



### Ⅲ 公共施設等の保有状況

#### Ⅲ-1 公共建築物

##### (1) 施設の保有量

本市において保有する公共建築物は以下のとおりです。

大分類	施設数	建物棟数(棟)	延床面積(m <sup>2</sup> )
行政系施設	54	80	27,309
学校教育系施設	90	686	178,100
保健・福祉施設	8	10	4,687
市民文化系施設	20	50	22,959
社会教育系施設	20	36	17,665
スポーツ・レクリエーション系施設	51	132	31,492
産業系施設	20	68	21,877
医療施設	1	1	261
公共住宅	78	579	146,352
公園施設	50	180	8,520
供給処理施設	3	17	7,100
その他の公共建築物	93	232	44,254
総計	488	2,071	510,576

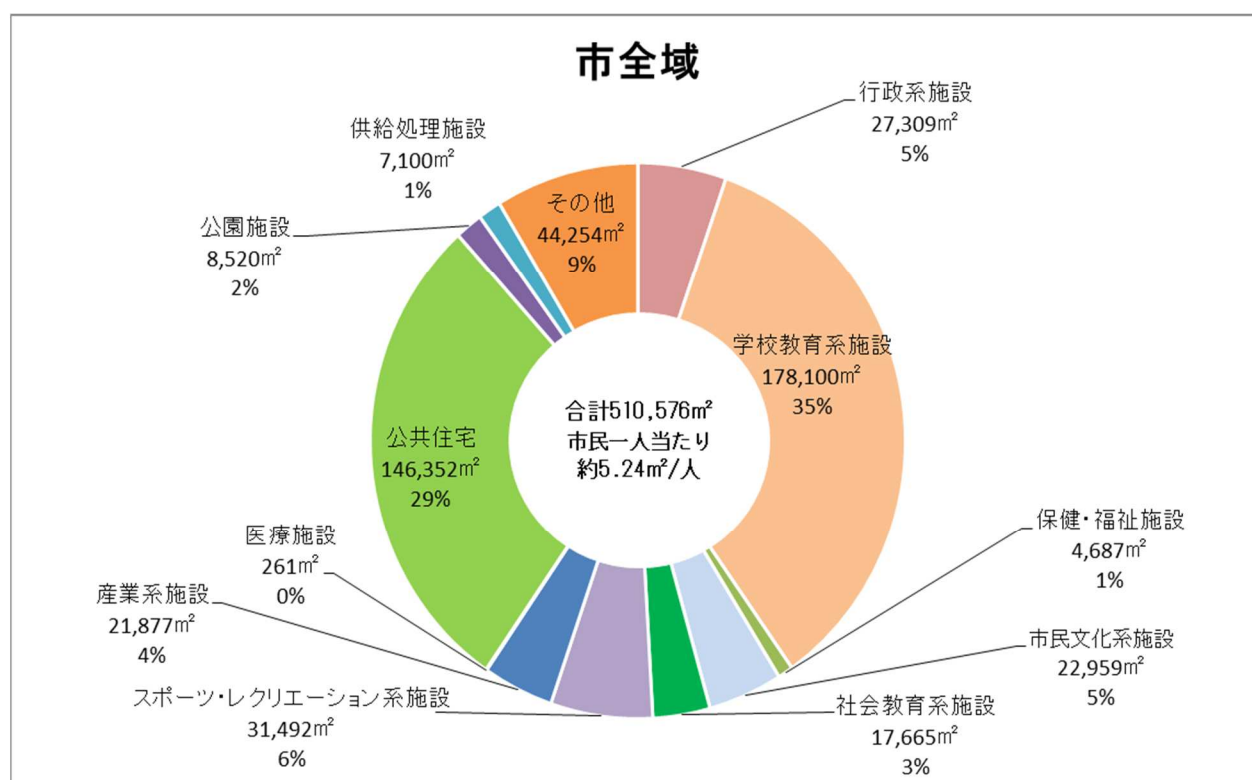
※令和6年度末時点

## (2)延床面積

### ①市全域

公共建築物の総延床面積は、令和6年度末時点(固定資産台帳データ)で、510,576㎡となっています。内訳は、学校教育系施設が178,100㎡と最も多く、次いで公共住宅が146,352㎡、その他施設が44,254㎡、スポーツ・レクリエーション系施設が31,492㎡、行政系施設が27,309㎡などという状況です。なお、市が所有する公共建築物の延床面積を人口で除した「市民一人当たりの延床面積」は約5.24㎡となっています。

※計画作成時点で最新の国勢調査結果が未公表なため、住民基本台帳人口を用いた(令和7年3月31日)。



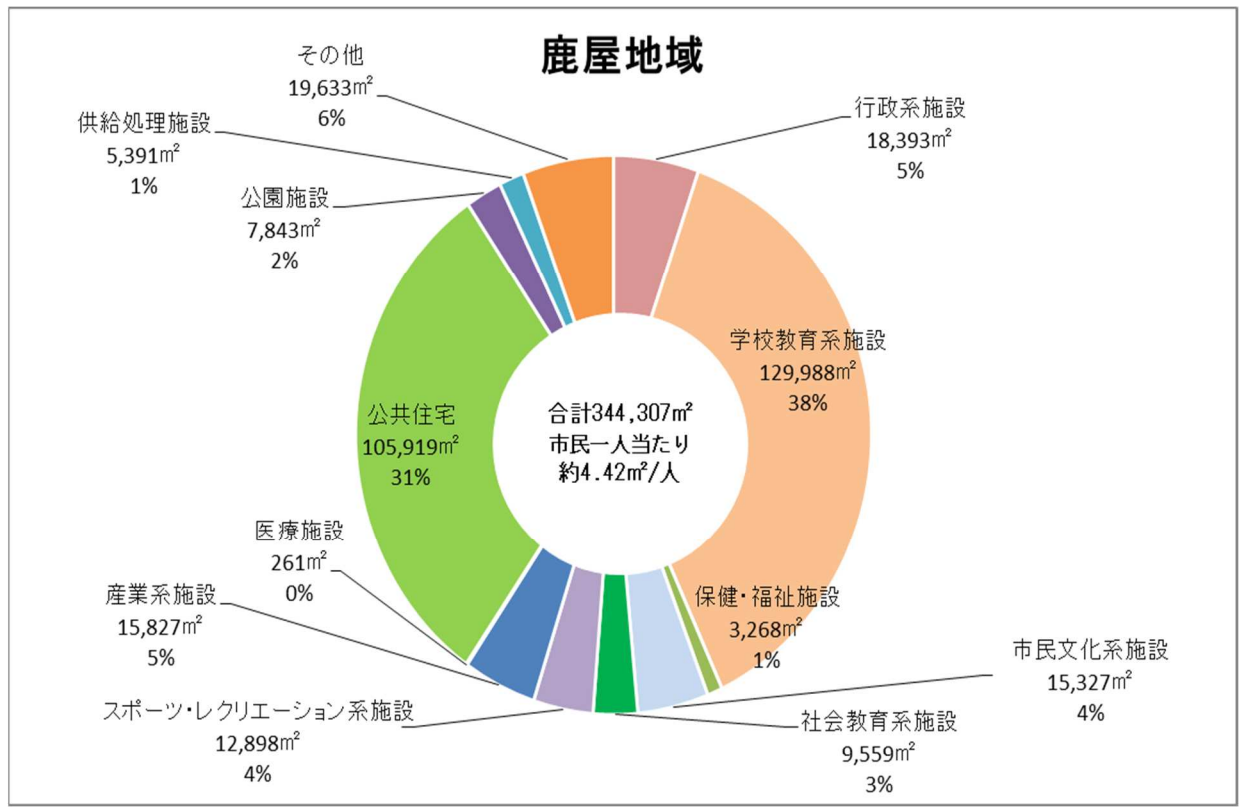
公共建築物の用途類型別の延床面積(市全域)

### ②地域別

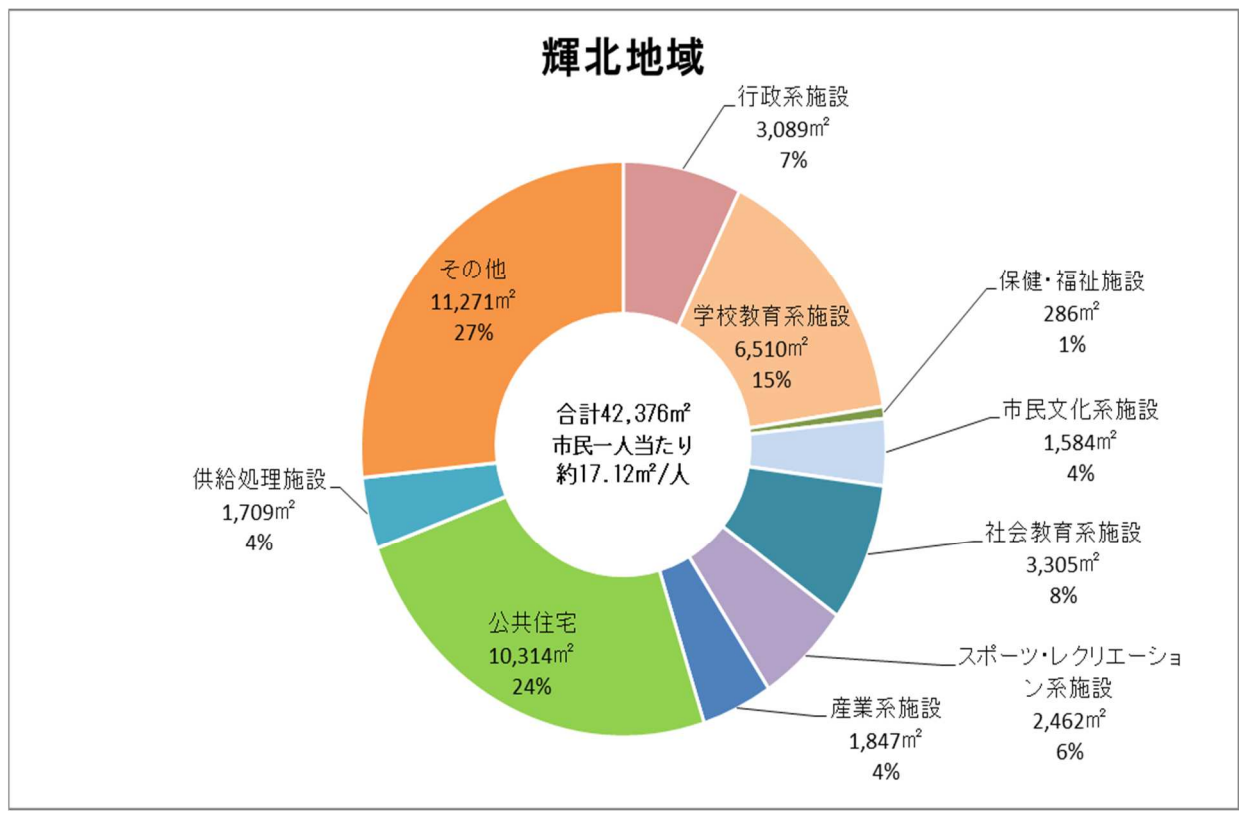
地域別にみると、鹿屋地域が344,307㎡(住民一人当たり約4.42㎡)、輝北地域が42,376㎡(住民一人当たり約17.12㎡)、串良地域が63,040㎡(住民一人当たり約5.58㎡)、吾平地域が60,853㎡(住民一人当たり約10.64㎡)という状況にあり、特に輝北地域及び吾平地域の住民一人当たりの延床面積が大きいことがわかります。

	市全体	鹿屋地域	輝北地域	串良地域	吾平地域
総延床面積 ㎡	510,576	344,307	42,376	63,040	60,853
総人口(住基)人	97,366	77,885	2,475	11,289	5,717
1人当たり面積 ㎡	5.24	4.42	17.12	5.58	10.64

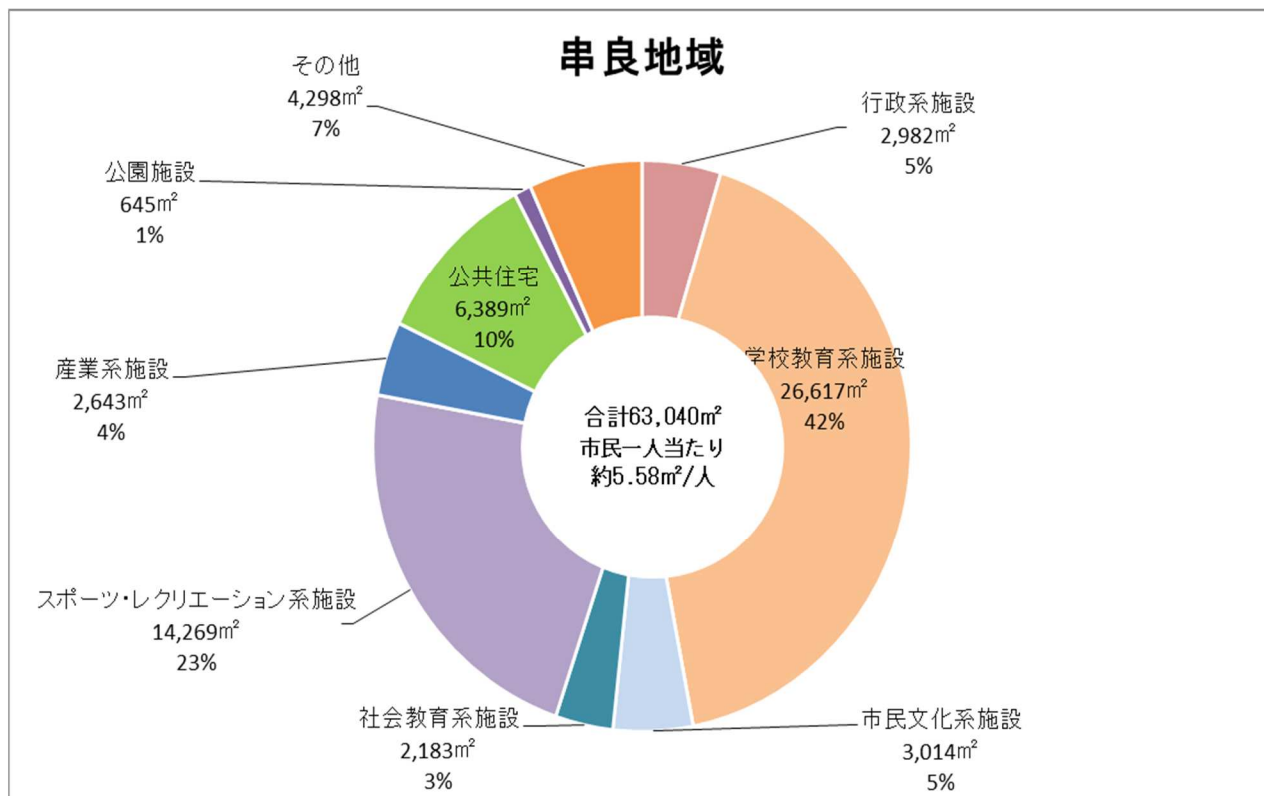
※端数の関係上、一部整合しない箇所があります。



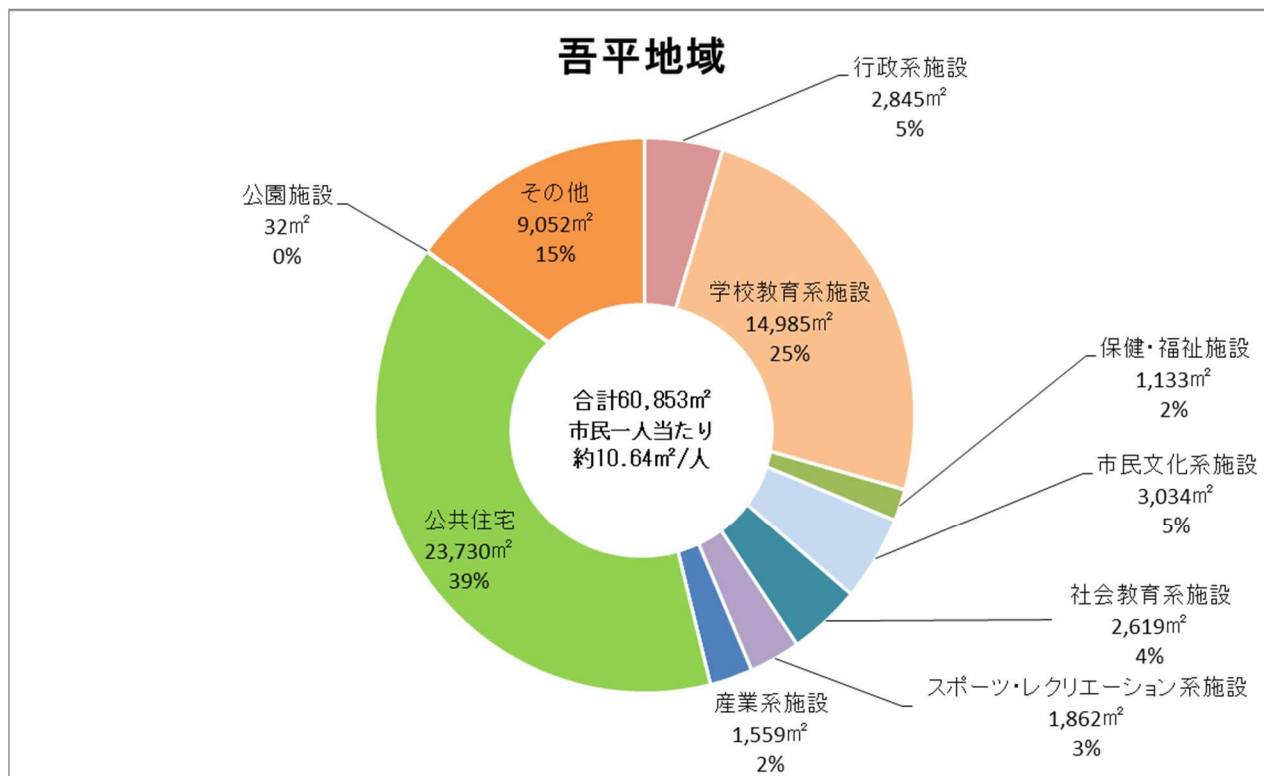
公共建築物の用途類型別の延床面積(鹿屋地域)



公共建築物の用途類型別の延床面積(輝北地域)



公共建築物の用途類型別の延床面積(串良地域)

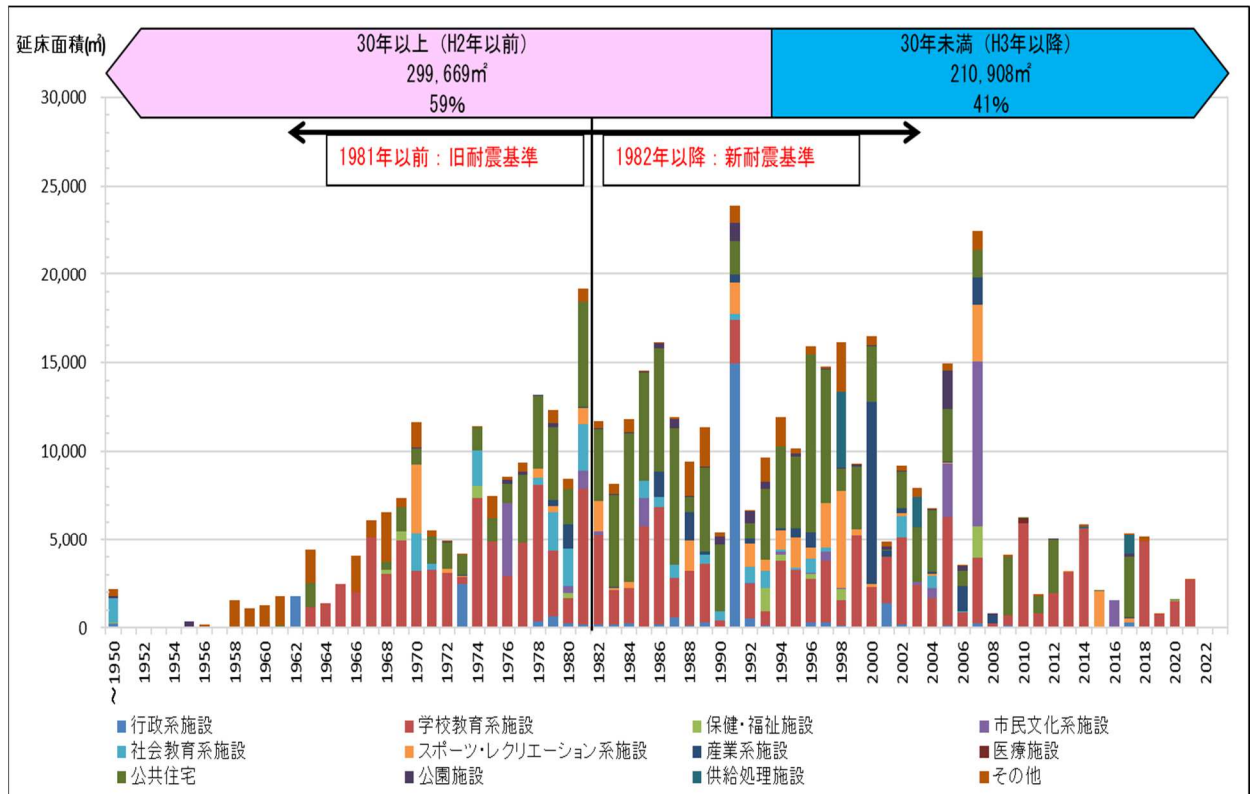


公共建築物の用途類型別の延床面積(吾平地域)

### ③建築年度別の整備状況

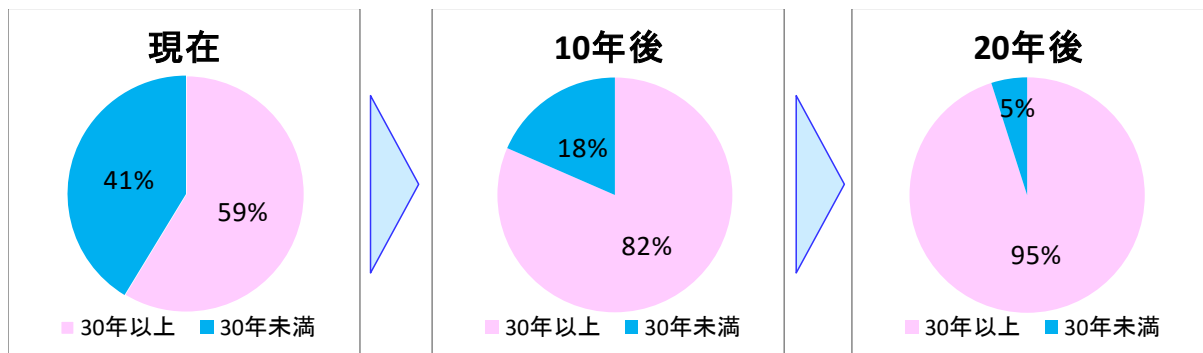
市全域における建築年度別の延床面積の推移と主な公共建築物については、下記のグラフに示すとおりです。整備状況としては、特定の時期への極端な整備の集中は見られず、年度別の大小はあるものの、断続的な整備が行われてきたと言えます。

建築年数をみると、一般的に老朽化の目安といわれている築30年以上の公共建築物が全体の59%、築30年未満が41%となっています。また、築30年以上の公共建築物の分類をみると、学校教育系施設や公共住宅の占める割合が高くなっています。



公共建築物の年度別整備延床面積(市全域)

また、現状の公共建築物を維持すると想定した場合、10年後、20年後には、築30年以上の施設がそれぞれ82%、95%を占めることとなり、施設の老朽化の進行が顕著となります。



築30年以上の公共建築物の推移

### (3) 保有量の推移

公共施設の延床面積は、平成25年度末時点では520,327㎡、令和6年度末時点では510,576㎡となっています。

固定資産台帳データにより、平成25年度から令和6年度まで(11年間)の施設保有量の推移をみると、施設数で88、延床面積で9,751㎡の減となっています。

(※増減は、期間中の施設の新設等による増加分と解体等による減少分を加減算している。)

	平成 25 年度		令和6年度		延床面積の増減(㎡)
	施設数	延床面積合計(㎡)	施設数	延床面積合計(㎡)	
市全体	576	520,327	488	510,576	▲9,751

固定資産台帳データより

### (4) 減価償却率の推移

減価償却率は推移を把握することにより、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みや効率的・効果的な対策の検討に活用できます。

本市の公共施設の減価償却率は、平成25年度から令和6年度までの11年間で、13.6ポイント上がっています。

本市においては、減価償却率が上がっていることから、老朽化している施設の建替え・大規模改修等について検討する必要性が増しています。

	平成 25 年度	令和6年度	備考
	減価償却率	減価償却率	
市全体	57.1%	70.7%	

固定資産台帳データより

## (5) 過去に行った対策の実績

公共施設等総合管理計画策定(平成28年3月)以降に公共施設マネジメントとして実施した対策の主なものは、以下のとおりです。

### Ⅰ 総合管理計画に基づく対策(解体・売却等)により延床面積が減少した主な施設(建替をした施設の解体分を含む)

No.	施設名	建物概要	延床面積 (㎡)	概 要
1	公営住宅等	宮之下住宅ほか 合計33件	▲ 4,460	解体14件(39棟) 売却19件(22棟) 合計33件(61棟)
2	教職員住宅等	浜田小住宅ほか 合計17件	▲ 1,420	解体6件(9棟) 売却11件(11棟) 合計17件(20棟)
3	鹿屋女子高等学校	校舎ほか 合計36件	▲ 7,622	令和2年:校舎1号棟・2号棟、臨時校舎ほかを解体(解体36件、36棟) 3号棟は改修整備して活用 体育館は残して活用 令和2年3月:本校舎完成(H20設計~R3全体整備完了)
4	児童センター	本館ほか 合計2件	▲ 304	令和5年4月:福祉団体へ売却済み
5	(旧)輝北学校給食センター	1件	▲ 361	令和4年解体済み
6	オレンジパーク串良	管理棟ほか 合計2件	▲ 228	令和2年解体済み
7	有里農業研修センター	1件	▲ 315	令和2年解体済み
8	神野地区ふれあいセンター	1件	▲ 174	平成30年解体済み
9	寿名店街事務所跡地	1件	▲ 65	令和5年解体済み
10	(旧)文化財整理作業所	1件	▲ 833	令和2年解体済み
11	浜田研修館	1件	▲ 427	平成29年解体済み
12	輝北うわば公園ゲストハウス	1件	▲ 391	平成30年解体済み
13	輝北特用林産物生産出荷施設	1件	▲ 216	令和2年無償譲渡済み
14	肝属農業共済組合貸地	1件	▲ 115	令和3年解体済み
		建物99件(130棟)	▲ 16,931	

## II 総合管理計画に基づく対策により用途廃止等を行った施設(用途廃止等を実施済、又は近年に解体等予定などの施設)

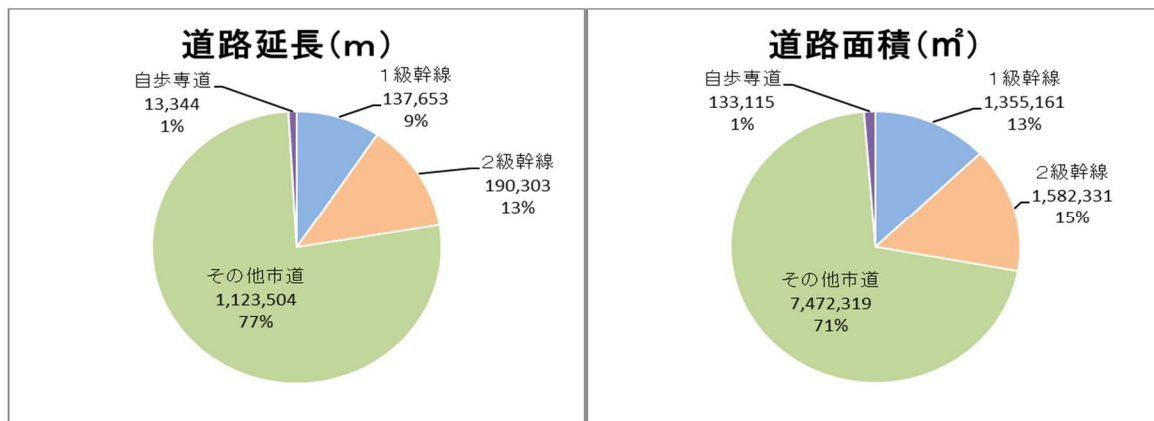
No.	施設名	建物概要	延床面積 (㎡)	概要
15	中央公民館	本館ほか 合計5件	▲ 2,153	令和5年度に各種講座機能を順次、市民交流センターへ移行 令和6年4月に中央公民館の施設機能廃止済み 今後解体予定
16	串良公民館	本館ほか 合計4件	▲ 2,213	串良公民館としての各種講座機能等は串良ふれあいセンター へ移行済 串良公民館内での施設機能廃止済み 今後解体予定
17	畜産環境センター	熟成棟ほか 合計9件	▲ 10,204	近年、用途廃止
18	各食品加工実習センター等	本館3件ほか 合計6件	▲ 375	3施設(6棟):機能廃止済み 他施設と機能統合予定 (高須・向江食品加工実習センター 神野地区生活改善センター)
19	鶴峰小学校	校舎ほか 合計16件	▲ 2,653	令和8年廃校
20	鹿児島部品吾平工場跡地	工場跡ほか 合計9件	▲ 3,149	貸付中の民間事業者と調整後、建物解体等を検討
21	農業研修センター(串良地域)	下小原農業研修センター、細山田 農業研修センター 計2件	▲ 695	廃止済み 解体予定
22	串良公民館上小原分館	1件	▲ 357	廃止済み 解体予定(公民館機能は串良農村環境改善センターへ移転済)
23	吾平中央町地区ふれあいセンター	1件	▲ 395	令和8年用途廃止
24	古江コミュニティ消防センター	1件	▲ 172	令和8年度に古江町内会へ移譲予定(令和7年度は準備・調整作業)
25	児童館(高尾・平南)	合計2件	▲ 404	用途廃止済み 解体予定
26	市成・高尾老人及び青少年広場	2件	▲ 41	用途廃止済み 解体予定
27	串良友愛の郷	1件	▲ 618	用途廃止済み 解体予定
28	(旧)串良学校給食センター	本館ほか 合計5件	▲ 649	用途廃止済み 売却または解体予定
		<b>建物64件</b>	<b>▲ 24,078</b>	

## Ⅲ-2 インフラ

インフラは、自然災害などによるライフラインの確保はもとより、平常時においても安全安心な市民生活を確保するため、これらの既存ストックを最適に維持管理していくことが重要となります。主要なインフラの現状は、以下のとおりです。

### (1) 道路

道路の総延長は1,464,804m、総整備面積は10,542,926㎡となっており、種別ごとの整備状況は、以下のグラフのとおりです。(令和6年度末時点)

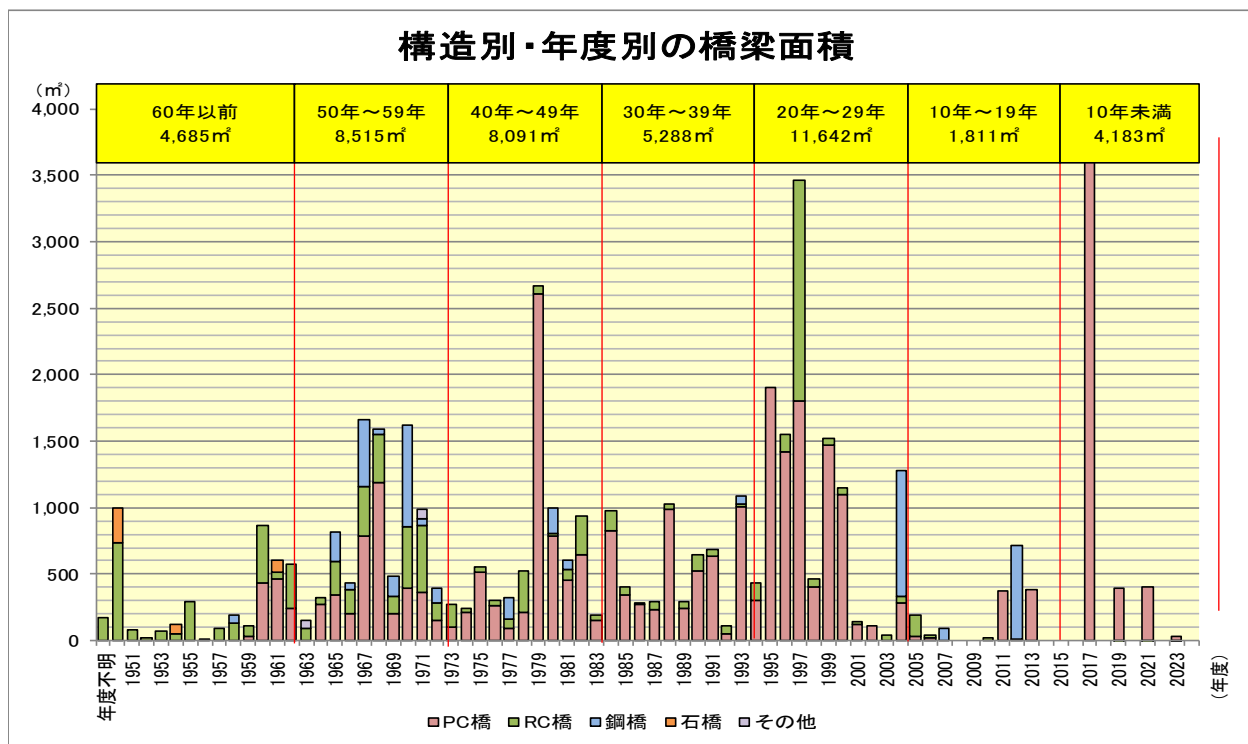


道路種別の延長割合

道路種別の面積割合

### (2) 橋梁

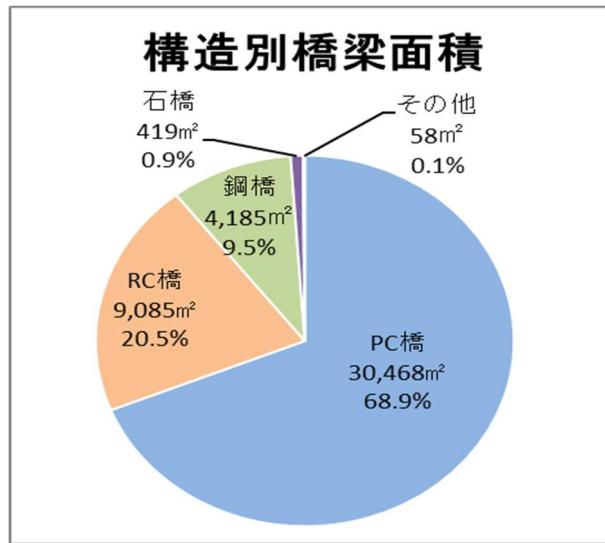
橋梁の総整備面積は44,215㎡となっています。年度別・構造別の橋梁面積をみると、架設後20年から29年までが11,642㎡、次いで50年から59年までが8,515㎡、40年から49年までが8,091㎡という状況です。(令和6年度末時点)



※2017年データが顕著に増えた理由

細山田中央線が農道から市道へ認定替されたことにより、道路に架かる中野大橋・霧島大橋が面積に追加となったため。

また、橋梁の構造別面積は、PC橋が30,468㎡、RC橋が9,085㎡、鋼橋が4,185㎡、石橋が419㎡、その他が58㎡という状況です。

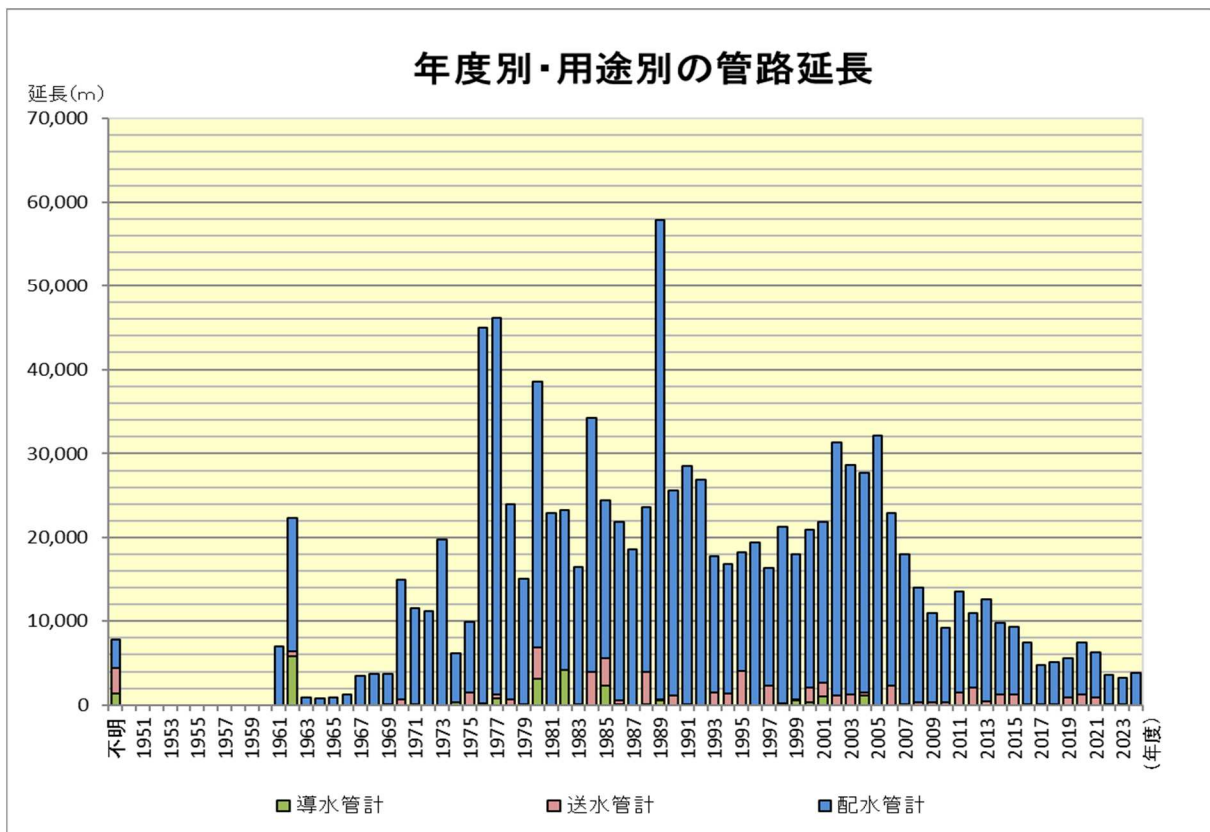


構造別の橋梁面積割合

### (3)上水道

上水道施設は、水源地在25箇所、配水場が45池、管路の総延長が1,216kmとなっています。(令和6年度末時点)

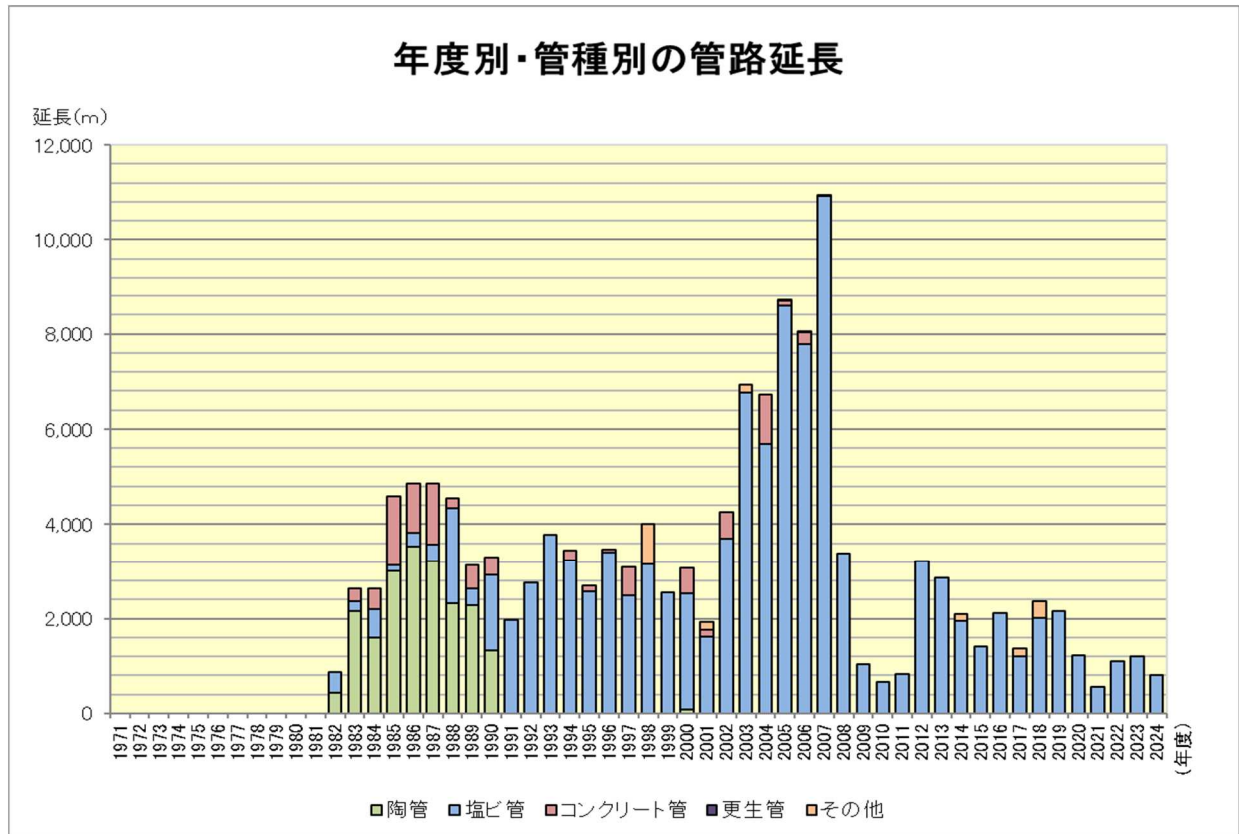
管路の年度別・用途別の整備状況は以下のグラフのとおりです。



上水道管路の年度別・用途別の管路延長

#### (4)下水道

下水道施設(農業集落排水を含む。)は、処理場が2箇所、管路の総延長が152kmとなっており、管路の年度別の整備状況は以下のグラフのとおりとなっています。(令和6年度末時点)



## IV 公共施設等の更新費用

### IV-1 公共建築物

#### (1) 耐用年数経過時に単純更新した場合の試算

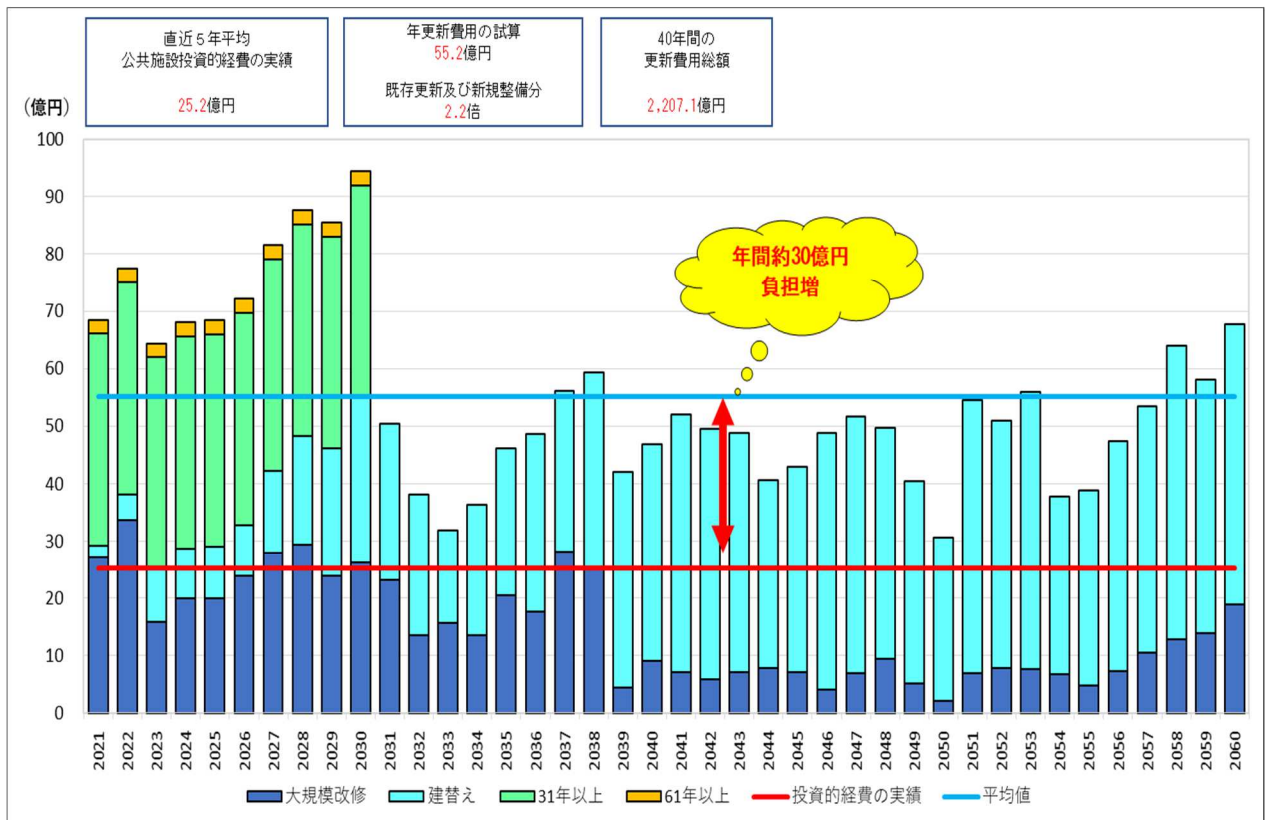
公共建築物について既存の施設を耐用年数まで使用し、全ての施設を同規模で更新すると仮定した場合の費用について、総務省が公表している更新費用試算ソフトに準拠して算出したところ、計画期間40年間で約2,207.1億円、年平均にすると約55.2億円の費用が必要になると見込まれます。

これは、本市が過去5年間に支出した投資的経費（公共建築物の更新や維持管理に投じている経費）の年平均額約25.2億円の約2.2倍となり、更に毎年約30.0億円が必要となることを意味しています。

全ての施設を現状のまま維持・更新していくことは、財政的に非常に厳しい見通しであるといえます。

#### 【投資的経費の実績額と将来コスト推計との比較】

	実績額 (R2～R6決算平均)	将来コストの推計	
		40年間累計	1年平均更新費用
公共建築物	約25.2億円	約2,207.1億円	約55.2億円



公共建築物の更新費用推計(耐用年数経過時に単純更新した場合)

#### 【試算条件】

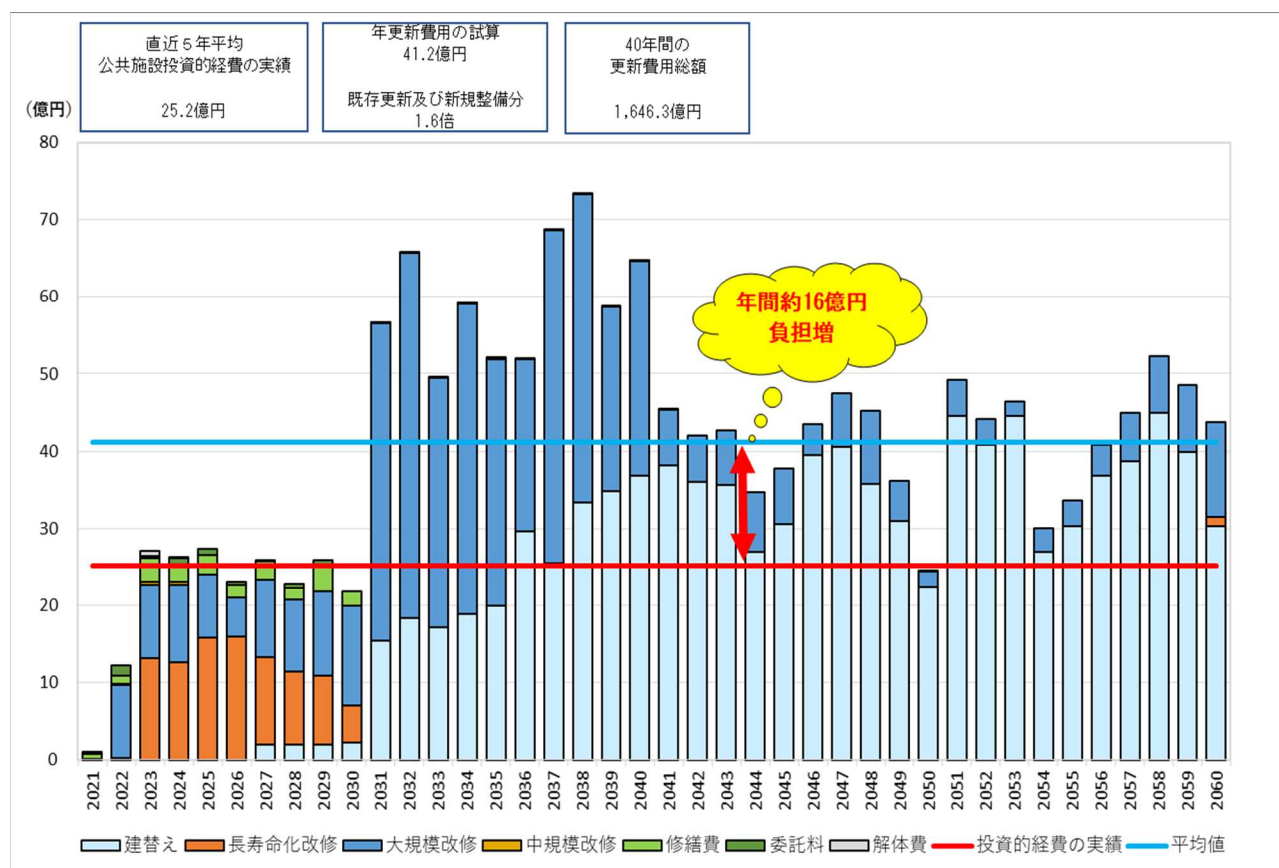
- ・ 総務省が公表している更新費用試算ソフトに準拠して試算。
- ・ 大規模改修、建替えの費用は、延床面積に施設種類別の更新単価を乗じて試算。

## (2) 各個別計画の方針を反映した場合の試算

公共施設等個別計画の実施計画を反映した計画期間に必要な更新費用推計は、40年間で約1,646.3億円、1年平均では約41.2億円の更新費用が必要になると見込まれます。

### 公共建築物の更新費用推計(個別施設計画反映)

40年間の更新費用総額	1,646.3億円
1年平均更新費用	41.2億円



公共建築物の更新費用推計(個別施設計画反映)

## IV-2 インフラ

### (1) 耐用年数経過時に単純更新した場合の試算

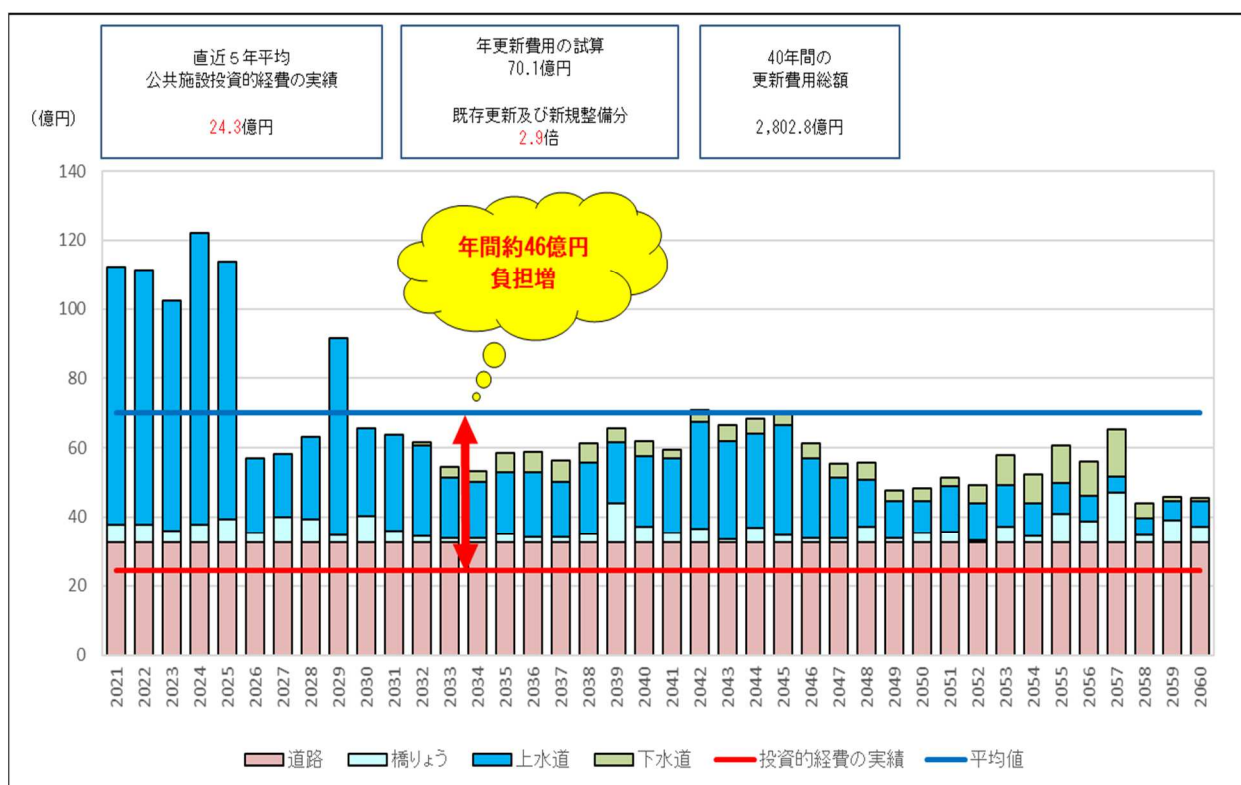
インフラについて、道路、橋梁、上下水道等を同じ面積、延長等で更新すると仮定した場合、総務省が公表している更新費用試算ソフトに準拠して算出したところ、計画期間40年間で約2,802.8億円、年平均にすると約70.1億円の費用が必要になると見込まれます。

これは、本市の過去5年間に支出した投資的経費の年平均額約24.3億円に対して約2.9倍に相当し、更に毎年約45.8億円が必要となることを意味しています。

公共建築物と同様、全てのインフラを現状のまま維持・更新していくことは財政的に非常に厳しい見通しといえます。

### 【投資的経費の実績額と将来コスト推計との比較】

	実績額 (R2～R6決算平均)	将来コストの推計	
		40年間累計	1年平均更新費用
インフラ	約24.3億円	約2,802.8億円	約70.1億円



### 更新費用試算(インフラ)

#### 【試算条件】

- ・ 総務省が公表している更新費用試算ソフトにて算出
- ・ 耐用年数は、道路は15年、橋梁は60年、上水道管は40年、下水道管は50年として試算
- ・ 道路は、全整備面積を耐用年数で割った面積を1年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより算出
- ・ 橋梁は、耐用年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、構造別年度別面積に対し、更新費用を乗じることにより算出
- ・ 上水道は、耐用年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に更新費用を乗じることにより算出
- ・ 下水道は、耐用年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管種別年度別延長に更新費用を乗じることにより算出
- ・ 上水道及び下水道の建築施設については、公共建築物の試算方法に準拠して算出

## (2)各個別計画の方針を反映した場合の試算

インフラの道路については、鹿屋市舗装個別計画書(令和元年12月)では、診断結果を基にした修繕費用の試算として、毎年約0.5億円の修繕を行っていくこととしています。

橋梁については、鹿屋市橋梁長寿命化修繕計画(令和7年3月改訂)において、計画実施による長寿命化修繕事業費について、今後50年間の事業費試算で約123億円と見込んでいます。これを1年当たりの整備額にすると約2.5億円となります。  
(予防的な修繕により、226億円のコスト削減効果が見込まれる。)

上水道施設の鹿屋市水道事業ビジョン【経営戦略】(令和7年3月改訂)では、令和7年度から16年度における施設・管路整備の投資額を約83.3億円の見通しとしています。  
(単年度にすると約8.3億円)

下水道施設の鹿屋市下水道事業経営戦略(令和3年3月)では、令和8年度から10年度の面整備について約7.5億円、処理場の増設工事で約8億円、改築工事で約2億円、汚水管路で約0.9億円など、年度の平準化を図りながら諸整備を進めることとしています。  
(※処理場の整備については、面整備に併せて、今後見直しを検討することとしている。)

また、鹿屋市農業集落排水処理施設最適整備構想(平成27年12月)では、40年間で約2.2億円の機能保全コストを計画しており、1年当たりの平均投資額を約550万円と設定しています。

### インフラの更新費用推計(各個別計画反映)

(A) 40年間の更新費用総額	2,000億円
(B) 1年平均更新費用	50.0億円
(C) 投資的経費の実績額 (R2~R6の5箇年平均)	24.3億円

### IV-3 耐用年数経過時に単純更新した場合と各個別計画の方針を反映した場合の比較

#### (1) 更新費用の対策の効果額

公共建築物とインフラを合わせた公共施設等の更新費用について、耐用年数経過時に単純更新した場合と各個別計画の方針を反映した場合の試算結果を比較すると、各個別計画の方針を反映した場合の対策の効果額は、40年間で約1,363.6億円、1年平均では約34.1億円の対策の効果額が見込まれます。

#### 【計画期間40年間の更新費用の対策の効果額】

	耐用年数経過時に 単純更新した場合	各個別計画の方針 を反映した場合	対策の効果額
公共建築物	2,207.1 億円	1,646.3 億円	560.8 億円
インフラ	2,802.8 億円	2,000.0 億円	802.8 億円
合計	5,009.9 億円	3,646.3 億円	1,363.6 億円

#### 【1年平均更新費用の対策の効果額】

	耐用年数経過時に 単純更新した場合	各個別計画の方針 を反映した場合	対策の効果額
公共建築物	55.2 億円	41.2 億円	14.0 億円
インフラ	70.1 億円	50.0 億円	20.1 億円
合計	125.3 億円	91.2 億円	34.1 億円

※端数の関係上、一部整合しない箇所があります。

## V 公共施設等の現状や課題に関する基本認識

### 1.現状や課題に関する基本認識

鹿屋市が保有する公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題、課題解決に向けた取組の基本的な考え方は以下のとおりです。

#### 現状と課題

- 施設)
  - ・施設の老朽化が進んでおり、近い将来一斉に更新時期を迎えるおそれがあります。
  - ・市町村合併前に多くの施設が建設されてきた背景や利用者のニーズの変化から、公共施設の過不足が懸念される状況です。
  - ・耐震性が低い建物が残っています。
- 財政)
  - ・今後は、税収の減少や社会保障関係費の増大に加え、合併特例事業債の発行の終了などから、厳しい財政状況が予想されます。
  - ・普通建設事業費への予算配分は、一層厳しさを増すことが予想されます。
  - ・現在保有する公共施設等を保有し続け、更新していくことは困難であり、試算では、約3割の施設の更新を行うことができなくなる可能性があります。
- 人口)
  - ・本市の人口は、令和2年（2020年）から令和42年（2060年）までに3割程度減少すると予測されるため、施設利用の需要量も減少すると見込まれます。
  - ・少子高齢化が進行し、必要な公共施設の種類に変化が生じることが想定されます。

#### 取組の基本的な考え方

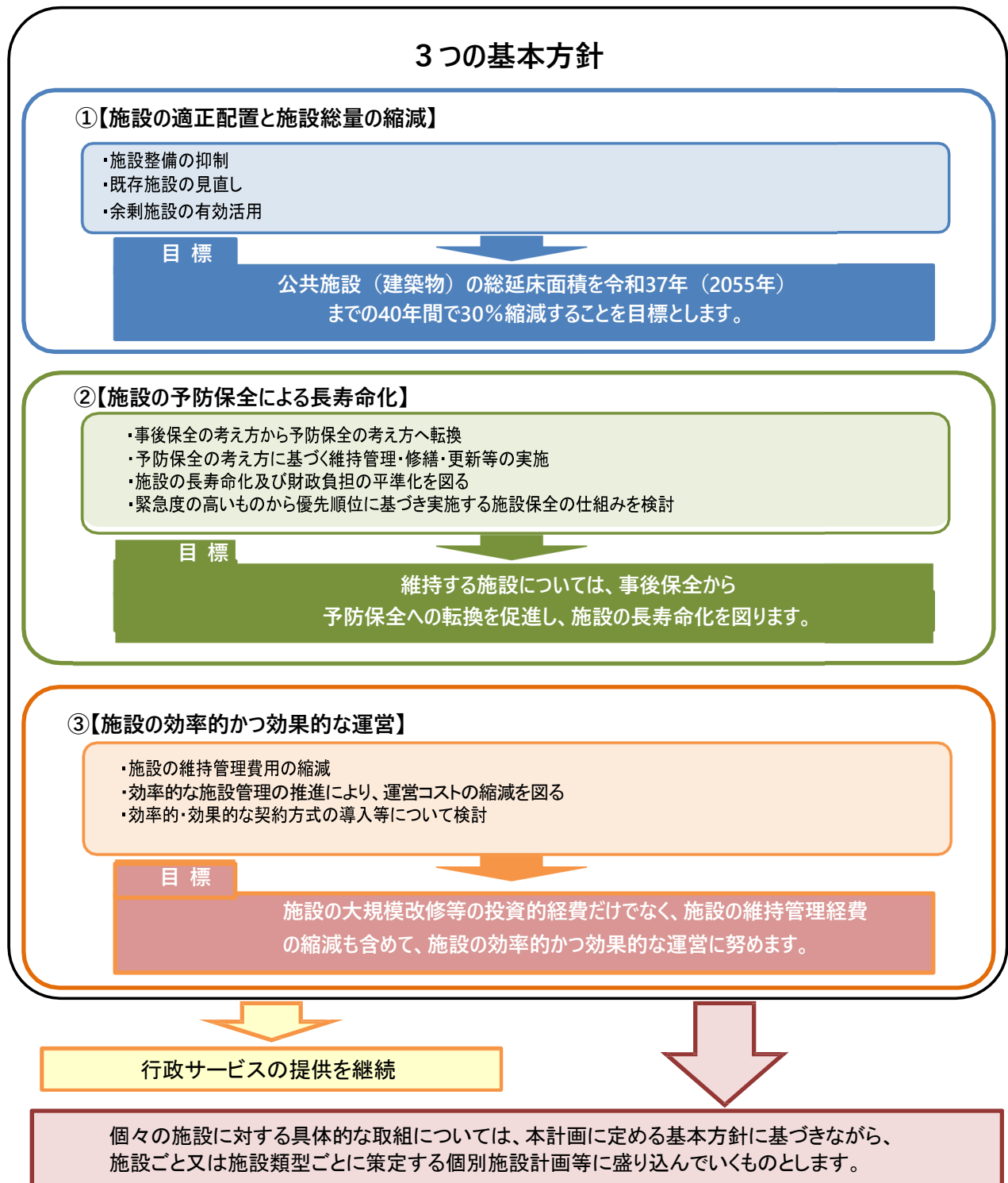
- 行政サービスの維持向上に取り組む
  - ・多様化する市民のニーズに対応しながら、行政サービスの水準を維持向上させることを重視した取組が必要です。
  - ・将来の人口減少の見込みを踏まえて、施設規模の適正化に取り組む必要があります。
  - ・人口動態の変化や市民のニーズの変化に合わせて、必要な施設の種類を見極めていく必要があります。
  - ・安全性に配慮した施設更新を行うことが必要です。
- 財政負担の軽減、平準化に取り組む
  - ・公共施設等の総量縮減により更新費用を抑制し、財政負担を軽減し、平準化していくことが求められます。
  - ・施設運営の効率化を図ることで維持管理経費を削減し、ライフサイクルコスト<sup>※</sup>の縮減につなげていくことが必要です。
- 計画的な施設更新に取り組む
  - ・効率的な施設整備には、市全体の公共施設等の最適化に取り組むことが必要です。
  - ・実効性のある施設更新に計画的に取り組むことが必要です。
  - ・建替えや大規模改修だけでなく、統廃合や複合化、売却、長寿命化など、様々な方策を検討していくことが必要です。

※ ライフサイクルコスト：公共施設等の企画・設計から維持管理、廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の総額。

## VI 公共施設等の管理に関する基本方針

### VI-1 基本方針

鹿屋市における公共施設等の在り方に関して、中長期的な視点から、総合的かつ計画的な管理を推進するため、3つの基本方針として「施設の適正配置と施設総量の縮減」「施設の予防保全による長寿命化」「施設の効率的かつ効果的な運営」を設定します。



## 基本方針 1 【施設の適正配置と施設総量の縮減】

将来にわたり健全で持続可能な行財政運営を継続し、行政サービスを提供するため、人口減少をはじめ、少子高齢化、社会情勢及び市民ニーズの変化等により、本来求められていた機能が時代に合わなくなった施設については、施設の利用状況や老朽度等を勘案しながら、施設の適正配置と縮減を図る方向で整理することにより、「施設総量の最適化」を目指します。

### ア 施設整備の抑制

- ・ 新たな市民ニーズに対応する場合は、施設の新規整備を抑制するため、既存施設の複合化や転用等により有効活用を図ることを検討します。
- ・ 合理的な理由により真に必要な新規整備を行う際は、ライフサイクルコスト等を十分に検討するとともに、新たな整備需要に応えつつ、財政状況に見合った「施設総量の最適化」が図られるよう取り組みます。

### イ 既存施設の見直し

- ・ 時代の変遷等で市民ニーズが変化したことにより利用者が減少した施設や空きスペースがみられる施設については、将来においても有用な施設と見込まれるかどうかを検証した上で、施設機能の移転や統廃合など施設保有の在り方に関して見直しを検討します。
- ・ 公共施設（建築物）については、機能を維持しつつ施設総量を縮減するため、老朽化に伴い施設を更新する際は、周辺施設との複合化や集約化、又は他施設からの転用等ができないか検討します。
- ・ 複合化等が難しい施設の更新は、ライフサイクルコストを考慮し、必要最小限の規模とします。

### ウ 余剰施設の有効活用

- ・ 施設の複合化や集約化等に伴い余剰となった土地や建物、又は空きスペースについては、転用、売却、賃貸等により有効活用を図り、財源の確保に努めます。
- ・ 転用可能な施設や空きスペース等を含む施設情報は、施設の有効活用に関して全庁的な総合調整を行う際に活用できるよう一元管理します。

## 基本方針 2【施設の予防保全による長寿命化】

引き続き維持する施設については、これまでの事後保全から予防保全へと転換し、施設の長寿命化を図ります。

### ア 予防保全型の維持補修への転換

- ・ これまでの、壊れてから補修を行う「事後保全」の考え方から、長期的な視点に立ち計画的に補修を行う「予防保全」の考え方へと転換することにより、施設の長寿命化及び財政負担の平準化を図ります。
- ・ 工事の実施に当たっては、財政状況を勘案し、緊急度の高いものから優先順位を付して行う施設保全の仕組みを検討します。

## 基本方針 3【施設の効率的かつ効果的な運営】

施設の大規模改修や建替えなどの投資的経費に属さない、委託費（施設の点検、清掃など）、光熱水費等の維持管理費用についても縮減に取り組み、効率的かつ効果的な施設運営に努めます。

### ア 維持管理費用の縮減

- ・ 例えば同一分類の施設又は類似施設を並べて、施設の維持管理費用を比較分析し、見直しを行うことにより、委託費（施設の点検、清掃、警備等）、光熱水費等の維持管理費用の縮減を図ります。
- ・ 日常の管理及び環境負荷軽減に関する取組の指針を示した維持管理マニュアルを作成するなど、効率的な施設管理を推進することにより、運営コストの最適化に取り組みます。

### イ 効率的かつ効果的な契約方式の導入等

- ・ 維持管理の一括契約、複数年契約、又は委託仕様の見直しなど、費用縮減につながる効率的かつ効果的な契約方式の導入等について検討します。

## VI-2 目標設定

### (1) 数値目標の設定

本計画の計画期間は平成28年度(2016年度)から令和37年度(2055年度)までの40年間としており、公共施設等のライフサイクルは長期にわたるため、適正な管理を行っていく上では、中長期的な視点が必要となります。

そこで、中長期的な将来を見据えた取組の指標として、計画期間40年間(～2055年度)における数値目標を設定することとします。

なお、公共施設(建築物)の中長期的な数値目標の設定に当たっては、将来的な人口予測や、本計画内で試算した将来更新費用等の見通し等を踏まえつつ、住民へ提供する公共サービス水準の維持も念頭に、施設総量(総延床面積)の縮減の観点から設定することとします。

#### ① 公共施設(建築物)の目標について

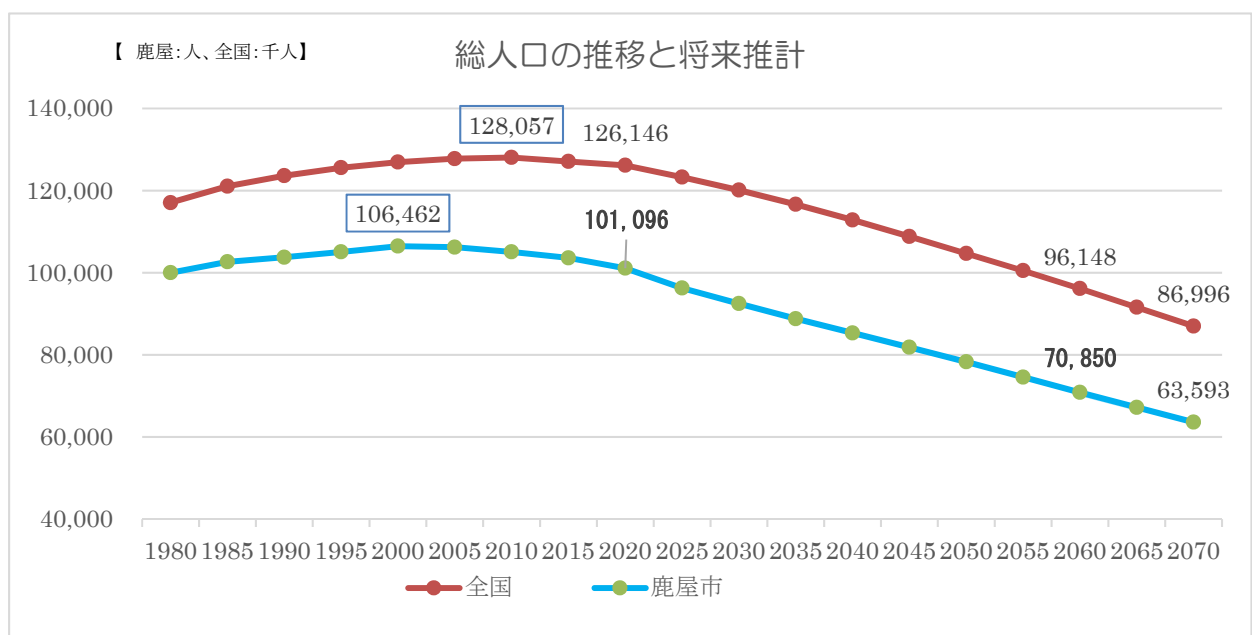
公共施設(建築物)の維持管理については、長寿命化に向けた改修や計画的な予防保全を実施することにより、できるだけ安全に長期間利用し、トータルコストを縮減していくことを基本としますが、建替え更新に際しては、その時点での施設の必要性や利用者数、将来的な需要の推移なども考慮の上、他施設との統合(複合化)や適正な施設規模への更新により、施設総量(総延床面積)を縮減していくことも必要となります。

したがって、公共施設(建築物)に関しては、将来的な人口減少率(推計値)や前項までに試算を行った将来更新費用等の算定結果も参考にしながら、中長期的な数値目標を設定するものとします。

#### 1) 人口減少率

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は2060年には7万8000人程度にまで減少すると予想されています。

2020年の人口が101,096人(国勢調査結果)であることから、この推計のとおり人口が減少した場合、2020年から2060年の40年間での人口減少率は約▲30%になると推計されます。



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」、鹿屋市「鹿屋市人口ビジョン」

※ 128,057 は、グラフ内においてピークとなっている数値

(各年 10月1日現在)

## 2) 公共施設(建築物)の将来更新費用等

本計画内で試算したとおり、計画期間40年間の公共施設(建築物)の更新費用等は、長寿命化等の対策を実施した場合でも総額約1,646.3億円(年平均約41.2億円)となり、過去5年間の更新費用実績額(平均約25.2億円)に対し年平均で約1.6倍の額が必要となります。

仮に、今後の更新費用等を過去5年間の実績額と同額までに抑えようとするならば、公共施設(建築物)の総延床面積を約2/3(約31%減)まで減らす必要があります。

### 【公共施設(建築物)の更新費用推計】

区 分	公共建築物
(A) 40年間の更新費用総額	1,646.3億円
(B) 1年平均更新費用	41.2億円
(C) 投資的経費の実績額(R2~R6の5か年平均)	25.2億円
(D) (B) - (C) 投資的経費を超える額	16.0億円
(E) (D) ×10年 (D)の個別計画期間に該当する額	160.0億円

#### ◆将来更新費用等の試算結果による公共施設(建築物)の総延床面積縮減必要率の試算

① 「(E) (D)の個別計画期間に該当する額」160億円に相当する延床面積

$160\text{億円} \div 40\text{万円/m}^2$  (総務省指標の建替単価) =  $40,000\text{m}^2$

② 当該延床面積に係る市保有の公共施設の総延床面積に対する割合

$40,000\text{m}^2 \div 520,327\text{m}^2$  (期首保有面積) = 約7.7% (10年間)

⇒これを40年間でみると約7.7% × 4 = 約31%

#### ◆将来の人口減少率を基にした縮減率の試算

$(101,096\text{人} - 70,850\text{人}) / 101,096\text{人}$  = 約30% (40年間の人口減少率推計)

#### ◆類似団体(団体分類Ⅲ-1のとき)の市民一人当たり延床面積を基にした縮減率の試算

$\{100\% - \{3.42\text{m}^2$  (類似団体平均)  $\div 5.24\text{m}^2$  (鹿屋市)  $\times 100\}\}$  = 34.7%

※類似団体分類Ⅱ-1 (5.03m<sup>2</sup>) で比較した場合は、縮減率4.0%となる。

## 3) 全体計画期間の数値目標の設定

全体計画期間の数値目標設定に当たっては、中長期の人口減少率及び将来更新費用等の試算結果による公共施設(建築物)の総延床面積縮減必要率に重点を置き、類似団体の状況、将来的な公共サービス水準の確保なども考慮して、以下のとおり設定します。

### 【全体計画期間の数値目標】

計画期間 40 年間で公共施設(建築物)の総延床面積を 30%縮減する。

○市保有総延床面積(第1期計画期首時点) : 520,327 m<sup>2</sup>



○第1期末時点保有総延床面積 : 510,576 m<sup>2</sup> (▲ 9,751 m<sup>2</sup>)



★ 計画目標値(2055年度末) : 364,229 m<sup>2</sup> (▲156,098 m<sup>2</sup>)

## ②インフラ資産の目標について

インフラ資産は、住民のライフラインに深く関係する施設であるため、簡単にその保有量を縮減していきける性質のものではありません。

したがって、インフラ資産については施設量縮減等に関して数値目標の設定は行わないものとし、これまでどおり、できるだけ長く有効に活用することを主眼に、国が定めた「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、施設分類ごとに長寿命化計画を定め、安心・安全の確保と経費の縮減に努めます。

なお、本計画の計画期間である40年の間には、インフラに関する技術の革新や新たな政策等によって、効果的・効率的な維持管理手法や広域化等に係る新たな制度が創出されることが考えられます。本市においても、それらを積極的に導入し、国、県及び近隣市町と連携しながら、インフラ資産の長寿命化に積極的に取り組んでいきます。

### 国のインフラ長寿命化基本計画の概要

- 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

#### 1. 目指すべき姿

- 安全で強靱なインフラシステムの構築
- 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現
- メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

#### 2. 基本的な考え方

- インフラ機能の確実かつ効率的な確保
- メンテナンス産業の育成
- 多様な施策・主体との連携
  - ◆防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化
  - ◆政府・産学官・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

#### 3. 計画の策定内容

- インフラ長寿命化計画（行動計画）
- 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

#### 4. 必要政策の方向性

- 点検・診断：定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等
- 修繕・更新：優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施等
- 基準類の整備：施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備 新たな知見の反映等
- 情報基盤の整備と活用：電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等
- 新技術の開発・導入：ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等
- 予算管理：新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減 平準化等
- 体制の構築：[国] 技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実／[地方公共団体等] 維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用／[民間企業] 入札契約制度の改善等
- 法令等の整備：基準類の体系的な整備等

#### 5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

※国土交通省「インフラ長寿命化基本計画の概要」を基に編集

## **VI-3 実施方針**

保有する公共施設の適正配置や長寿命化等に関する各項目等の実施方針については以下のとおりとします。

### **(1)適正配置の推進方針**

本市では市町村合併前の1市3町で建設された公共施設(建築物)の多くを保有しているため、類似団体と比較して公共施設(建築物)の保有率が高くなっています。これらのことなどを踏まえ、各施設の利用状況や耐用年数、人口動態や市民ニーズなどの状況を確認しながら、施設の適正配置を進めていきます。

なお、施設の適正配置を進めるに当たって、今後の利用が見込まれないと判断される施設については廃止を基本とし、現在の規模及び機能を維持し続ける必要性が認められないと判断される施設については、他用途への転用、他施設との統合や集約化を進めます。

また、施設の更新等に当たっては、PFI(民間資金等の活用による公共施設等の整備)など公民が連携した手法の更なる導入についても検討を行います。

### **(2) 統合・廃止の推進方針**

公共施設(建築物)の統合や廃止を進めるに当たって、利用状況や老朽化の状況等を踏まえたとき、現在の規模や機能を維持することが適切でない判断する場合、市内類似施設や民間施設の利用等も視野に入れ、施設の統廃合や集約化、複合化などの再編を検討し、保有総量の適正化に努めます。用途廃止や統廃合、集約化により生じた空き施設は売却するなど、財源確保の手段としての活用を検討します。

### **(3)点検・診断等の実施方針**

公共施設等は、次第に劣化や損傷が発生することから、利用者の安全を確保するためには、日頃の点検が欠かせません。

各施設においては、定期点検により劣化状況や損傷の程度を把握するとともに、保全の優先度を判断するため、劣化診断等の実施に努めます。

また、点検・診断等の実施結果は一定期間保持し、施設の維持管理・修繕等を含む老朽化対策等に活用していきます。

### **(4)維持管理・改修・解体等の実施方針**

公共施設等を効率的かつ適切に維持・更新していくため、これまでの事後的管理から早期に劣化や損傷を発見し補修する「予防保全型維持管理」へと転換し、施設の長寿命化を図ることによりライフサイクルコストの縮減を図ります。大規模改修等の保全措置などを実施するに当たっては、緊急性や重要性等を踏まえ、実施時期の調整を行うことにより財政負担の平準化を図ります。

また、公共施設等に係る財源の確保や維持管理費の軽減を図るために、多くの人が集まる公共施設等を対象として、ネーミングライツの導入を推進します。

今後の利活用が見込めない又は損傷が著しい施設に関しては、将来的な維持管理にかかるコストを縮減するため解体・売却を進めます。解体等の財源としては、公共施設等適正管理推進事業債の活用を検討します。

#### (5)安全確保の実施方針

公共施設等の安全性については、定期的な点検や診断等の実施により確保していきます。診断等により高度の危険性が認められた場合は、緊急性や施設の重要性を勘案し、速やかに立入禁止や利用休止などの措置を講じるとともに、必要な修繕等を実施して安全の確保に努めます。更に、安全性の確保が困難で、かつ今後とも利用見込みのない公共施設等については、解体を検討します。

#### (6)耐震化の実施方針

公共施設等の多くは、災害時における避難場所等として活用されます。平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、耐震化の促進に取り組む必要があることから、優先順位を踏まえつつ計画的な耐震化を推進していきます。耐震化未実施の施設は、その在り方を踏まえた上で、必要な対応を検討していきます。

また、インフラ施設については、機能不全により市民生活等に多大な影響を及ぼすことがないように、対策工事を優先的かつ計画的に実施していきます。

#### (7)長寿命化の実施方針

公共施設等の修繕に関しては、劣化や損傷を早期に発見し補修する「予防保全型維持管理」に取り組むことにより施設の長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

また、各種インフラ長寿命化計画の策定を進めるとともに、既存の長寿命化計画については本計画との整合性を図り、必要があれば改訂時に見直しを行うこととします。

なお、施設の更新等に当たっては、市民ニーズの変化への対応を念頭に、将来的に他用途へ転用しやすい施設設計を行うなど、長期的な使用に配慮します。

#### (8)ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(令和2年12月22日一部改正)における考え方等を踏まえ、計画的な改修等により公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

#### (9)コストの縮減及び公共的関与の検討

公共施設等の管理運営に係るコストを把握しコストの縮減に努めるとともに、必要に応じて施設使用料の見直しを検討します。公共的関与の必要性が低い施設については、在り方を検討した上で、将来的に民間への譲渡等について検討します。

#### (10)脱炭素化の推進方針

公共施設における温室効果ガスの排出量削減に取り組むため、太陽光発電設備の設置など、再生可能エネルギーの利用拡大に努め、公共施設における脱炭素化を推進します。

## (11) 地方公会計の活用

保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うため、公共施設マネジメントに関する情報と固定資産台帳に基づく情報の紐付けを進めます。

また、固定資産台帳及び財務書類から得られる情報を活用して、公共施設等の適切な維持管理方針や効率的な情報管理方策について検討します。

## (12) 広域連携

各種大会や公共施設サービスなどを実施するに当たり、近隣自治体が所有する公共施設を用いて広域的に役割分担するなど、広域連携による施設利活用の推進について検討します。

## ○公共施設マネジメントのポイント

ポイント1	量を減らす
	人口減少の進行や厳しい財政状況を踏まえ、必要なサービスを提供できる施設の量を確保した上で、総量（総延床面積）の縮減に努めます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・新規整備の抑制（スクラップ&amp;ビルド）</li><li>・複合化、統廃合、廃止による縮減</li><li>・更新時の減築</li></ul>
ポイント2	大切に使う
	定期的な点検・診断と計画的な予防保全により施設の長寿命化を図り、長期にわたる安心・安全なサービスの提供に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図ります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・定期的な施設点検、修繕の実施</li><li>・計画的な予防保全の実施</li><li>・耐震化の積極的な推進</li></ul>
ポイント3	かしこく活かす
	市民や民間事業者との協働による効率的・効果的な管理運営と遊休資産の有効活用などにより、無駄のない施設利用を目指します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・市民、民間事業者との協働の推進</li><li>・民間事業者の専門的なノウハウの活用</li><li>・施設の有効的活用</li></ul>
ポイント4	将来に備える
	利用者ニーズの多様化や環境問題、施設整備費の増大など様々な課題に対応するため、将来を見据えたマネジメントを実施します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・「造る」から「守る」への政策転換</li><li>・将来に備えた施設整備財源の確保</li><li>・創意工夫による維持管理コストの縮減</li><li>・ユニバーサルデザインに配慮した施設整備</li></ul>

## Ⅶ 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型ごとに、公共施設等の管理に関する基本的な方針を示します。

### Ⅶ-1 公共建築物

#### (1) 行政系施設

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
行政系施設	54	庁舎等	本庁等	2
			総合支所	3
			庁舎その他	2
		消防施設	分団・水防・詰所等	47

本庁は、多くの市民が利用することや災害時の拠点となることなどから、施設の耐震性や安全確保の観点を重視していくとともに、長期修繕計画に基づいた計画的な修繕等により長寿命化を図ります。

総合支所については、建築年数をみると、輝北総合支所が51年、串良総合支所が38年、吾平総合支所が63年を経過している状況にあることから、利用者の安全確保のため、定期的な点検等により劣化や損傷の状況を把握し、適切な修繕等の対応を行うとともに、施設の在り方も含め検討していきます。また、施設の見直し等により生じた空きスペースは積極的に活用を検討することとします。

消防施設については、日常的な点検等によって劣化や損傷の状況を把握し、計画的な予防的修繕等を行うことにより長寿命化を図るとともに、施設の集約化を検討します。

#### (2) 学校教育系施設

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
学校教育系施設	90	学校	小学校	23
			中学校	12
			高等学校	1
			専修学校	1
		教職員住宅	教職員住宅	50
		その他教育施設	学校給食センター	3

学校は、児童・生徒が日常的に使用する施設であることや災害時の拠点となることなどから、施設の安全性や快適性の充実を図るため、令和3年度に策定した「鹿屋市学校施設長寿命化計画」に基づき計画的に施設や設備の改修等を行っていきます。

長寿命化計画については10年毎に更新、5年毎に中間見直しを行い、改修コストや新たな社会的ニーズへの対応を検討することとし、整備費用の平準化を図りながら、計画的な施設整備を推進していきます。

教職員住宅については、定期的な点検等により劣化や損傷の状況を把握し、適切に修繕等を実施していきます。

なお、施設の老朽化や利用状況等を勘案し、今後利用が見込めない住宅については廃止・売却を検討することとします。

吾平学校給食センターについては、「鹿屋市学校給食共同調理場整備実施計画」の基本的方向と推進方策に基づき、施設・設備の老朽化の状況等も踏まえた上で、南部及び北部学校給食センターへの集約を検討します。

### (3)保健・福祉施設

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
保健・福祉施設	8	保健施設	保健相談センター	1
			保健センター	1
		その他社会福祉施設	その他社会福祉施設	6

保健相談センターは、建築後30年経過しているため、日常的な点検等を通じて劣化や損傷の状況を把握するとともに、計画的な予防的修繕等により長寿命化を図ります。

その他社会福祉施設については、定期的な点検等により劣化や損傷の状況を把握し、適切な修繕等の対応を行っていきます。

### (4)市民文化系施設

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
市民文化系施設	20	文化施設	文化会館	1
			その他文化施設	3
		集会施設	ふれあいセンター	14
			勤労者交流センター	1
			その他集会施設	1

文化会館については、施設・設備の老朽化が進んでいるため、長期修繕計画に基づき計画的に修繕等を実施することにより長寿命化を図ります。

市が保有する集会施設は一部区域のみに立地することから、施設の老朽度や利用状況、類似施設との位置関係等を勘案しながら、施設の在り方を整理するとともに、施設の集約や譲渡・廃止などについて検討することとします。

## (5)社会教育系施設

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
社会教育系施設	20	図書館	図書館	1
		生涯学習施設	公民館	9
			コミュニティセンター	2
			学習センター	5
			交流促進センター	1
			その他	1
		記念館等	鉄道記念館	1

図書館は、日常的な点検等で劣化や損傷の状況を把握し、計画的な予防的修繕等により長寿命化を図るとともに、今後も指定管理者制度を活用しながら効果的・効率的な運営を進めることとします。

生涯学習施設は、生涯学習の拠点施設であるとともに、その多くが避難所に指定されていますが、老朽化等により大規模修繕等を行わなければならない時期にきている施設も多いことから、日常的な点検等を通じて劣化や損傷の状況を把握するとともに、計画的な修繕等により長寿命化を図ります。また、施設の統廃合を含めた適正配置、貸付・譲渡等についても併せて検討していきます。

記念館等は、利用者の安全確保のため、定期的な点検等により劣化や損傷の状況を把握し、適切な修繕等の対応を行っていきます。

## (6)スポーツ・レクリエーション系施設

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
スポーツ・レクリエーション系施設	51	スポーツ施設	グラウンド・体育館等	40
		レクリエーション施設・観光施設	物産館・観光施設等	11

スポーツ施設は、各地域に点在している体育館、グラウンド等について種目に特化したアピールポイントなどを明確化し個別具体的に整理を行っていきます。長寿命化の必要性がある施設については計画的に改修を行うとともに、著しく利用者が少ない施設や利用者に偏りがある施設については、廃止や貸付、譲渡等を検討します。

レクリエーション施設・観光施設は、施設の設置目的や特性、業務の内容、利用状況など総合的に勘案し、施設の現状に応じて機能強化や廃止・民間譲渡等を検討します。

## (7)産業系施設

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
産業系施設	20	産業系施設	農業・畜産・林業・加工センター等	20

鳴之尾牧場、西原台ファームポンド等、本市の産業を下支えする主要な施設については、日常的な点検等によって劣化や損傷を把握し、予防的修繕等により計画的に長寿命化を図ります。

畜産環境センターについては、令和9年3月を目途に受入業務を停止し、残務処理(水処理・堆肥化処理等)を完了させた上で、運営を終了することとしています。

利用者が主として地域内の住民に限られている産業系施設については、地元町内会や加工グループ等への譲渡を検討します。また、民間が管理を行うことで、より効果的かつ効率的な運用が期待できる施設については、積極的な民間譲渡を進めます。

なお、当初の設置目的に応じた利用がない施設や利用区域が隣接する施設については、廃止や統合を検討します。

## (8)医療施設

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
医療施設	1	医療施設	夜間急病センター	1

夜間急病センターは、建築後13年経過していることから、日常的な点検等によって劣化や損傷を把握し、計画的な予防的修繕等により長寿命化を図ります。

## (9)公共住宅

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
公共住宅	78	市営住宅	市営住宅	78

市営住宅は、「鹿屋市営住宅長寿命化計画」に基づき、建替え、用途廃止、個別改善、維持管理に大別して整理する方針を定めています。

建替えについては、近隣にある老朽化した小規模団地との集約建替えを基本とし、長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図ることができる市営住宅については、定期的な点検結果を踏まえ、建物の老朽を未然に防ぐための個別改善や維持管理を行います。

また、施設の老朽化や利用状況等を踏まえ、今後利活用が見込めないものについては、民間住宅の供給状況を考慮しながら、廃止を検討します。

## (10)公園施設

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
公園施設	114	都市公園(街区公園)	休憩所、トイレ等	50
		市立公園等	休憩所、トイレ等	64

※P12施設保有量の公園施設数については、長寿命化計画に位置付ける都市公園のうち街区公園の施設数を用いることとします。

都市公園施設については、安全性の確保及び改築・更新費用のコスト縮減と平準化を図る観点から、「都市公園施設長寿命化計画」に基づき、適切な施設点検、維持補修等の予防保全管理の下で長寿命化等に取り組みます。

また、都市公園以外の市立公園等については、安全性等が確保されるよう取り組むとともに、町内会等への譲渡等も含めてその在り方を検討します。

## (11)供給処理施設

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
供給処理施設	3	供給処理施設	衛生処理場	3

衛生処理場は、建築後27年経過しています。今後の維持管理に当たっては、ライフサイクルコストの低減を図っていくため、日常的な点検等を基に劣化や損傷を把握し、計画的な予防的修繕等により長寿命化を図ります。施設の新設・更新を行うべき時期等については、今後検討します。

## (12)その他の公共建築物

大分類	施設数	中分類	小分類	施設数
その他の公共建築物	93	その他	行政財産	49
			普通財産	44

その他の公共建築物は、行政財産(公共用・公用)と普通財産に分類されます。

行政財産のうち、湯遊ランドあいらについては、施設全体の大規模改修が終了し、指定管理者制度を導入して管理・運営を行っています。利用者のニーズを踏まえ、効率的な運営と利用促進に取り組むとともに、定期的な点検と計画的な予防的修繕を進めることにより施設の長寿命化を図ります。

普通財産のうち、今後の利活用が見込まれないものについては、譲渡や貸付を積極的に行うこととし、建物の損傷が著しいものについては、現状を踏まえて整理することとします。

## Ⅶ-2 インフラ

### (1)道路

種 別	延長
1級幹線	137,653m
2級幹線	190,303m
その他市道	1,123,504m
自歩専道	13,344m
合計	1,464,804m

(令和6年度末時点)

道路整備については、財政状況、緊急性や重要性等を総合的に勘案し行っていきます。また、日常的な維持管理としてパトロールを実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減のため、予防保全型の取組を行い、利用者の安全確保に努めていきます。

### (2)橋梁

種 別	橋梁面積
PC橋	30,468㎡
RC橋	9,085㎡
鋼橋	4,185㎡
石橋	419㎡
その他	58㎡
合計	44,215㎡

(令和6年度末時点)

橋梁については、「鹿屋市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期的な点検により健全度と損傷の早期把握を行うとともに、日常的な維持管理としてパトロール、清掃などの実施を徹底していきます。また、維持管理については、ライフサイクルコストの縮減のため、予防保全型の取組を行い、利用者の安全確保に努めていきます。

### (3)上水道

種 別	箇所、延長
水源地	25箇所
配水場	45池
管路延長	1,216km

(令和6年度末時点)

上水道施設の更新に当たっては、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、鹿屋市水道事業施設規模適正化計画に基づき、老朽施設や老朽管路の更新・耐震化を推進します。

また、今後の維持・更新費用にかかる財源確保の観点から、鹿屋市水道事業ビジョン【経営戦略】改訂版の投資・財政計画に基づき、必要に応じて水道料金の見直しを検討します。

### (4)下水道

種 別	箇所、延長
処理場	2箇所
管路延長	152km

(令和6年度末時点)

下水道施設については、管渠等の定期的な点検・診断及び適正な維持管理・修繕・更新・耐震化等を計画的に実施することにより、ライフサイクルコストの縮減を図っていくこととし、本計画に基づく個別計画の策定を行います。

また、今後の維持費用にかかる財源確保の観点から、使用料金の在り方について検討し、必要に応じて見直しを行います。

### (5)その他のインフラ

その他のインフラとして、農道・林道・トンネル等があります。これらのインフラについても、定期的な点検・診断を実施するとともに、予防保全型の維持管理を行っていきます。また、修繕・更新等を計画的に実施し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

## **Ⅷ フォローアップの実施方針**

公共施設等は、分類や用途別ごとに、維持更新に関する取組方法が異なりますが、基本的に施設所管課は本計画の基本方針に沿って、個々の施設における適正配置や保全等に関する取組を推進することとします。

本計画は公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方向性を示すものです。このため、建築物系公共施設及びインフラの総合管理に関する詳細な事項については、一体的・総合的に調整を図りながら実施することとし、見直すべき事項がある場合は、PDCAサイクル等の進行管理をとおして検討していきます。

なお、本計画は、長期的な取組となることから、国の制度変更や社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを図りながら内容の充実を図っていきます。

## **Ⅸ 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策**

本計画の推進に当たっては、情報収集・施策立案・目標管理に横断的に取り組むため、施設マネジメントの一元化を進め、情報管理することとします。また、施設マネジメントの取組については、本計画で示した考え方に基づき、又は、個別施設計画等に示した対策方針により、最適化が図られるよう取り組みます。

インフラに関する長寿命化計画は、個別施設の所管課が策定することとし、施設のアセットマネジメントについても、専門的な技術やノウハウの蓄積があるそれぞれの所管課において推進することとします。

なお、本計画の推進に当たっては、本市の職員一人ひとりが、本計画の趣旨を理解した上で公共施設等の維持管理等に取り組んでいく必要があるため、職員を対象とした研修会等を実施し認識を高めていきます。

また、施設整備や維持管理、運営をより効果的、効率的に行い、財政負担の軽減や公共サービスの向上を図るため、民間事業者の活力を活用する方策等について検討します。